



はじめに

近年、障がいのある人の高齢化や重度化が進む中、障がい福祉行政に対するニーズは複雑化・多様化しており、障がいの特性に応じた切れ目のない支援とともに、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しながら支え合う SDGsの理念等を踏まえたまちづくりがより一層重要となっています。



このような中、国においては、令和3(2021)年の、「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」の施行や、「障害者差別解消法」の改正、令和 4(2022)年の「障害者総合 支援法」の改正など、様々な法整備が行われています。

また、こうした法整備に加え、令和 5(2023)年に「障害者基本計画(第5次)」が策定され、 共生社会の実現に向けて、障がいのある人が自らの判断のもと、社会のあらゆる活動に参加 し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社 会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向性が示されました。

こうした時代の潮流を適確に捉え、今般策定した「障がい者福祉計画」では、「第5次健やかいきいき甲府プラン」の基本理念である「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」を踏まえる中で、これまでの計画や施策を継続的に推進できるよう、計画目標に「一人ひとりに寄り添った支援を提供する」、「地域で互いに理解し合い、安心して暮すことができる環境づくりを推進する」、「社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する」を設定し、様々な関連施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、障がい者団体の皆様、甲府市地域自立支援協議会の皆様、そして、多大なご尽力を賜りました「甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会」の委員の皆様、並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

甲疳市長樋口雄一



目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の名称	2
3	他の分野別計画等との関係	3
4	計画における SDGs*の考え方	4
5	計画の期間	4
6	計画の根拠法令等	5
7	計画策定の経緯	.10
8	計画の策定体制	.14
9	計画の進行管理	.14
第2章	障がい者福祉を取り巻く現状	. 15
1	障害者手帳所持者数の推移	.15
2	障害支援区分認定者数の推移	.18
3	学校教育における状況	.19
4	アンケート調査結果	.20
5	ヒアリング	.36
6	前計画の事業評価	.37
第3章	共生社会を目指す上での現状の課題	.38
1	福祉サービスにおける課題	.38
2	地域における生活環境の課題	.39
3	自立した生活の課題	.40
第4章	計画目標と施策体系	. 41
1	計画目標	. 41
2	施策	.43
3	施策体系	.45



第5章 施策の展開	47
計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する	47
施策1 相談や福祉サービスをはじめとした支援体制の充実	47
施策2 支援が必要な子どもに対する福祉と教育の推進	57
計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推	進する 63
施策3 互いに理解し支え合える環境づくりの推進	63
施策4 地域におけるセーフティネット活用の推進	68
計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する	74
施策5 障がいのある人の自立した生活の支援	74
第6章 福祉サービスの見込量、方向性の設定	81
1 基本的な考え方	81
2 成果目標	82
3 福祉サービスのサービス見込量と確保策	87
(1)訪問系サービス	87
(2)日中活動系サービス	90
(3)居住系サービス	102
(4)相談支援	106
4 地域生活支援事業*のサービス見込量と確保策	111
(1)必須事業	111
(2)任意事業	125
5 障がいのある児童への支援のサービス見込量と確保策	132
(1)児童発達支援事業	132
(2)保育所等訪問支援	136
(3)放課後等デイサービス	137
(4)障害児相談支援	138
(5)医療的ケア児等支援のための関係機関との連携	139
6 その他の活動指標	
(1)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標	
(2)精神障がい*者等における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標	140
(3)地域生活支援拠点等に関する活動指標	
(4)相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標	
(5)障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標	
(6)発達障がい*者支援の一層の充実に関する活動指標	



資料網	編	144
	策定経過	
2	甲府市社会福祉審議会条例	146
3	甲府市社会福祉審議会運営要綱	149
4	甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会運営要領	151
5	甲府市地域自立支援協議会設置要綱	153
6	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会 委員名簿	157
7	用語解説	158

注)本文中の「*」については、巻末に用語解説を入れています。

この計画は、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。 ユニバーサルデザインフォントとは、障がいのある人や高齢者をはじめ、できるだけ多 くの人にとっての読みやすさを考えた書体です。







1 計画策定の背景と目的

我が国では昭和 45(1970)年に、障がい者の自立とあらゆる分野の活動に対する参加促進を目的とした「障害者基本法*」が制定され、平成 16(2004)年の同法改正において、障がい者の差別等をしてはならない旨が基本的理念として規定されました。さらに、平成 23(2011)年の改正では、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮*」の概念が新たに取り入れられています。

平成 25(2013)年には、地域社会における共生の実現を目的とした「障害者総合支援法」が施行され、平成 26(2014)年には「障害者権利条約」に批准、平成 28(2016)年には「障害者差別解消法」が施行されました。また、平成 30(2018)年に「障害者総合支援法」の改正、令和3(2021)年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、令和4(2022)年に「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」の施行がされました。さらに、令和6(2024)年には、改正された「障害者差別解消法」、「障害者総合支援法」が施行されています。

こうした法整備を踏まえ、令和5(2023)年には「障害者基本計画(第5次)」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向が示されました。

本市では、昭和60(1985)年に「甲府市障害者長期行動計画」を策定して以来、「甲府市障害者新長期行動計画」の策定や、数次にわたる「甲府市障害者福祉計画」、「障害福祉計画」の策定を行っています。平成27(2015)年には、障害者基本法*に規定された「障害者計画」と総合支援法に規定された「障害福祉計画」が、相互に関係が深いものであることから、これを一体的なものとしております。また、平成30(2018)年には児童福祉法の改正により新たに策定することとなった「障害児福祉計画」を合わせ、これらを「甲府市障がい者福祉計画」として一体的に策定しています。



2 計画の名称

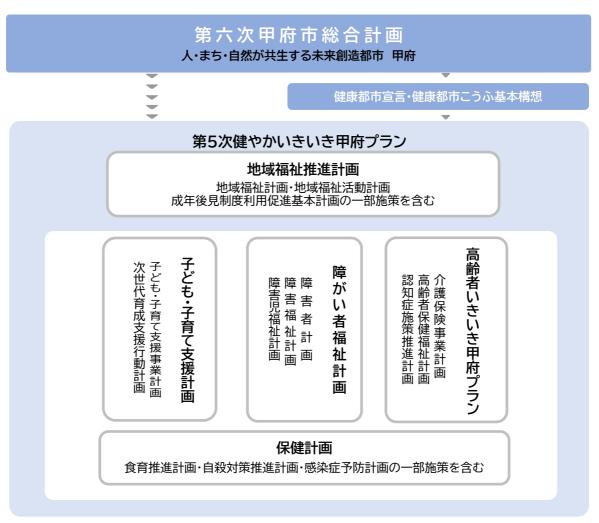
この計画の名称は、「甲府市障がい者福祉計画」とします。この計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的なものとして策定したものです。

「障害者計画」は、障害者基本法*第 11 条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、それぞれ障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画です。



3 他の分野別計画等との関係

「甲府市障がい者福祉計画」は、「第六次甲府市総合計画」に基づき、また、平成 31 (2019)年3月に策定された「健康都市こうふ基本構想」及び令和元(2019)年9月に制定された「健康都市宣言」の考え方を踏まえながら、「第5次健やかいきいき甲府プラン」を構成する5分野の個別計画の1つとして推進するものです。構成する各計画には互いに関係する事業を盛り込み、複雑・多様化している福祉ニーズに対応した本市の保健福祉施策を総合的に推進していきます。



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7(2025)年3月の改定を予定しています。



4 計画における SDGs*の考え方

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性を持った社会の実現を目指す「持続可能な開発目標(SDGs*)」の理念は、政策推進の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるものと考えられるため、本計画はこの理念を踏まえて策定しました。

本市においては、SDGs*の考え方を様々な施策・事業へ展開するための基本と位置づけている「甲府市 SDGs*推進ビジョン」を策定しており、SDGs*を積極的に推進しています。

5 計画の期間

この計画の期間は、「障害福祉計画」の期間が障害者総合支援法の規定により、3年を一期として定める必要があること、また、「障害児福祉計画」も児童福祉法の規定により3年を一期として定める必要があることから、「障害者計画」についても計画期間を他の計画と合わせ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間としています。

新計画策定スケジュール

計画名称	個別計画の名称	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
田広士	障害者計画 (障害者基本法*)	見直し			策定			見直し
甲府市 障がい者福祉 計画	障害福祉計画 (障害者総合支援法)	策定			策定			策定
	障害児福祉計画 (児童福祉法)	策定			策定			策定

- ※「障害福祉計画」の令和5(2023)年度策定計画は、第7期の計画になります。
- ※「障害児福祉計画」の令和5(2023)年度策定計画は、第3期の計画になります。



6 計画の根拠法令等

(1)障害者計画

① 市町村障害者計画の策定(障害者基本法*第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

② 障害者基本法*の目的(障害者基本法*第1条)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

③ 基本的理念(障害者基本法*第3条~第5条) (地域社会における共生等 第3条)

第 1 条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的 人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障さ れる権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければなら ない。

- ア 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野 の活動に参加する機会が確保されること。
- イ 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保 され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ウ 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段 についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手 段についての選択の機会の拡大が図られること。



(差別の禁止 第4条)

- ア 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- イ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ウ 国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図る ため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行 うものとする。

(国際的協調 第5条)

第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

④ 施策の基本方針(障害者基本法*第10条)

- ア 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害 の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、 及び実施されなければならない。
- イ 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。



(2)障害福祉計画

- ① 市町村障害福祉計画の策定(障害者総合支援法第88条第1項) 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
- ② 計画に定める事項(障害者総合支援法第88条第2項、第3項)
 - ア 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - イ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - ウ 地域生活支援事業*の種類ごとの実施に関する事項
 - エ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの 必要な見込量の確保のための方策
 - オ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活 支援事業*の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害 者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーション の措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - ※エ、オについては、努力規定。
- ③ 他の計画との関係(障害者総合支援法第88条第6項、第7項)

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

市町村障害福祉計画は、障害者基本法*第11条第3項に規定する市町村障害者計画、 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定によ る計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな ければならない。



④ 障害者総合支援法の目的(障害者総合支援法第1条)

障害者基本法*(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業*その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑤ 基本理念(障害者総合支援法第1条の2)

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。



(3) 障害児福祉計画

① 市町村障害児福祉計画の策定(児童福祉法第33条の20)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保 その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障 害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- ② 計画に定める事項(児童福祉法第33条の20第2項、第3項)
 - ア 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - イ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込 み量
 - ウ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のため の方策
 - エ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
 - ※ウ、エについては、努力規定。

③ 基本理念及び目的(児童福祉法第1条、第2条、第3条)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その 生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並 びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、 児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して 考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する 責任を負う。

上記に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。



7 計画策定の経緯

本市における障害者福祉施策に関する基本的な計画については、「甲府市障害者長期行動計画」を昭和 60(1985)年に策定し、平成7(1995)年には、前計画の目的を継承した「甲府市障害者新長期行動計画」を策定し、平成 16(2004)年度を目標年度として障がい者福祉施策を展開しました。その後、支援費制度への移行など障がい者福祉を取り巻く環境の変化を考慮し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「甲府市障害者福祉計画」(平成 16(2004)~平成 21(2009)年度)を策定しました。

平成 18(2006)年から平成 24(2012)年にかけては、数次にわたる「障害福祉計画」 の策定や「障害者福祉計画」の見直しを行っています。

平成 27(2015)年度からは、「障害福祉計画」と「第4期甲府市障害福祉計画」を一体的なものとして「甲府市障がい者福祉計画」を策定し、本市の障がい福祉施策を推進してきました。さらに、平成 30(2018)年度からは、児童福祉法の改正により障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための計画策定が求められたことを受けて、3計画を「甲府市障がい者福祉計画」として一体的なものとし、各計画を総合的に推進しています。

こうした経緯を踏まえて、本計画は令和6(2024)年度を始期とする「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を、「甲府市障がい者福祉計画」として一体的に策定したものです。



年	区分	概 要					
昭和60(1985)年	甲府市	「甲府市障害者長期行動計画」の策定 (第1次:昭和60年度~平成6年度)					
平成5(1993)年	围	「障害者対策に関する新長期行動計画」(平成 5 年度~平成 14 年度)					
平成7(1995)年	甲府市	「甲府市障害者新長期行動計画」の策定 (第2次:平成7年度~平成16年度)					
平成15(2003)年	围	「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度~平成24年度)					
₩#14/2004\/T	围	障害者基本法*改正(平成 16 年 6 月~施行) 〇障がい者の自立、社会参加、差別の禁止 など					
平成16(2004)年	甲府市	「甲府市障害者福祉計画」の策定 (第 3 次:平成 16 年度~平成 21 年度)					
平成17(2005)年	国	発達障害者支援法(平成 17 年 4 月~施行) ○発達障がい*の定義を明確化○発達障害者支援センターの設置 など障害者雇用促進法改正(平成 17 年 10 月~施行)○精神障がい*者に対する雇用対策の強化 など					
	国	障害者自立支援法施行(平成 18 年 4 月、平成 18 年 10 月~施行) 〇3 障がいのサービスを一元化 ○利用者本位のサービス体系へ再編 ○障害程度区分を導入 など					
平成18(2006)年		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー*新法)(平成 18 年 12 月~施行) ○公共交通施設や建築物のバリアフリー*化推進 など					
	甲府市	「第五次甲府市総合計画」の策定(平成 18 年度~平成 27 年度) 「第1期甲府市障害福祉計画」の策定(平成 18 年度~平成 20 年度) 「甲府市障害者福祉計画」の見直し(平成 18 年度~平成 21 年度)					
平成19(2007)年	国	学校教育法改正(平成 19 年 4 月~施行) 〇盲・ろう・養護学校から特別支援学校へ転換 〇小中学校等における特別支援教育*の推進 など					
平成21(2009)年	围	障害者雇用促進法改正(平成 21 年 4 月〜施行) ○中小企業における障がい者雇用の促進 ○短時間労働に対応した雇用率制度の見直し など					
	甲府市	「第2期甲府市障害福祉計画」の策定(平成21年度~平成23年度)					
	甲府市	「甲府市障害者福祉計画」の策定 (第 4 次:平成 22 年度~平成 26 年度)					
平成22(2010)年	国	障害者自立支援法改正 (平成 22 年 12 月〜施行(平成 24 年 4 月までに順次施行)) ○応能負担が原則であることを明確化 ○発達障がい*者を対象とする旨明示 など					



年	区分	概 要
平成23(2011)年	国	障害者虐待防止法(平成 24 年 10 月〜施行) ○虐待を発見した者に市町村への通報を義務付け ○虐待が疑われる家庭への立入調査 など 障害者基本法*改正(平成 23 年 8 月〜施行) ○障がい者の定義の見直し(社会的障壁) ○差別の禁止(合理的配慮*義務) など
	国	障害者優先調達推進法(平成 25 年4月~施行) ○調達方針の策定・公表、調達実績の取りまとめ・公表
平成24(2012)年	甲府市	「第3期甲府市障害福祉計画」の策定 (平成24年度~平成26年度) 「甲府市障害者福祉計画」の見直し (平成24年度~平成26年度)
T-105 (0010) (7	国	障害者総合支援法(平成 25 年4月~施行) ○障がい者の範囲に難病*等を追加 ○支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直す など 障害者差別解消法(平成 28 年4月~施行) ○障がいを理由とする差別の禁止
平成25(2013)年		○合理的な配慮に関する環境の整備 など 精神保健福祉法改正(平成 26 年 4 月~施行) ○保護者の責任を軽減 ○病院での地域移行・退院促進の取組が制度化
		「障害者基本計画(第3次)」策定(平成25年度~平成29年度)
平成27(2015)年	甲府市	「甲府市障がい者福祉計画」の策定(平成 27 年度~平成 29 年度) (「甲府市障がい者福祉計画」「第4期甲府市障がい福祉計画」)
平成28(2016)年	国	障害者総合支援法改正(平成30年4月~施行) 〇自立生活援助の創設 〇就労定着支援の創設 など 児童福祉法改正(平成30年4月~施行) 〇居宅訪問型児童発達支援の創設 〇障害児福祉計画の策定 など
		成年後見制度*の利用の促進に関する法律(平成 28 年 5 月~施行)
	甲府市	「第六次甲府市総合計画」の策定(平成 28 年度~令和7年度)
	围	「障害者基本計画(第4次)」策定(平成30年度~令和4年度)
平成30(2018)年	甲府市	以下 3 計画を一体的なものとして、「甲府市障がい者福祉計画」として 策定(平成 30 年度~平成 32 年度) ○「甲府市障がい者福祉計画」(障害者計画)の見直し (平成 30 年度~平成 32 年度) ○「第5期甲府市障がい福祉計画」(障害福祉計画)の策定 (平成 30 年度~平成 32 年度) ○「第1期甲府市障がい児福祉計画」(障害児福祉計画)の策定 (平成 30 年度~平成 32 年度) 「理成 30 年度~平成 32 年度) 「健康都市こうふ基本構想」策定(平成 30 年4月)



年	区分	概 要
平成31(2019)年	甲府市	中核市へ移行(平成 31 年4月)
邻元(2019)年	甲府市	「健康都市宣言」制定(令和元年9月)
令和2(2020)年	甲府市	「第4次健やかいきいき甲府プラン」策定(令和2年3月) 「甲府市障がい者福祉計画」策定(令和2年3月) ○「甲府市障がい者福祉計画」(障害者計画)の策定 (令和3年度~令和5年度) ○「第6期甲府市障がい福祉計画」(障害福祉計画)の策定 (令和3年度~令和5年度) ○「第1期甲府市障がい児福祉計画」(障害児福祉計画)の策定 (令和3年度~令和5年度)
令和3(2021)年	国	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 (令和3年9月〜施行) ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備など
令和4(2022)年	国	障害者総合支援法等一部の改正(令和6年4月~施行) ○地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援 など 障害者差別解消法の改正(令和6年4月~施行) ○事業者による合理的配慮*の提供の義務化 など 障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法の施行(令和4年5月~施行) ○障害者による情報取得等に資する機器等 ○防災・防犯及び緊急の通報 ○障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 など
邻5(2023)年	玉	「障害者基本計画(第5次)」策定(令和5年度~令和9年度)
邻6(2024)年	甲府市	「第5次健やかいきいき甲府プラン」策定(令和6年3月)



8 計画の策定体制

(1)「甲府市社会福祉審議会」による検討

条例により設置され、障がい福祉計画に関する事項の調査審議を行う「甲府市社会福祉審議会」の「甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会計画部会」を中心に本計画に係る重要事項の検討を行いました。

(2)意見の聴取等の実施

①アンケート調査の実施

実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画を策定するために、アンケート 調査を実施しました。

障がい福祉計画に関するアンケート調査

- ●調査対象:甲府市内にお住まいの障害者手帳保持者の方
- ※無作為に抽出した約10%を対象に調査票を郵送し、回答を依頼
- ●調査期間:令和5(2023)年7月10日(月)~7月28日(金)
- ●回収数:499票(回収率:39.4%)

②パブリックコメント*の実施

市民の意見を広く聴取するため、パブリックコメント*を令和6(2024)年1月15日~2月14日に実施しました。

(3)意見の聴取等の実施

計画の策定に際して、本計画に関係する関係部局と連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画策定庁内検討委員会」、福祉関連部局が連携して検討を行う「甲府市保健福祉計画 福祉保健部、子ども未来部共同部内策定会議」を開催しました。また、地域の実情や問題点を把握するため、甲府市障害者団体連絡協議会から意見をうかがうとともに、甲府市地域自立支援協議会において地域課題を確認し、計画に反映しています。

9 計画の進行管理

計画目標の達成に向け、関係部局が緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理と評価については、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項を調査審議する「甲府市社会福祉審議会」において、点検及び評価を行います。





障がい者福祉を取り巻く現状

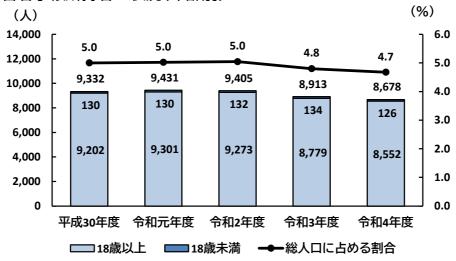
1 障害者手帳所持者数の推移

(1)身体障害者手帳所持者数の推移

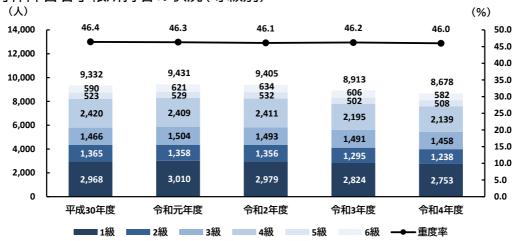
本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元(2019)年度以降は減少傾向になっています。令和4(2022)年度には 8,678 人となっており、本市総人口の 4.7%を占めています。

等級別の構成は、1級が最も多く、令和4(2022)年度は 2,753 人となっています。 重度率は横ばいで推移し、令和4(2022)年度は 46.0%となっています。

■身体障害者手帳所持者の状況(年齢別)



■身体障害者手帳所持者の状況(等級別)



※重度率=1級及び2級の重度の人が総数に占める割合 出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録数(各年度末)

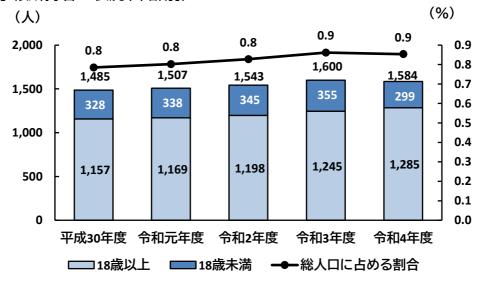


(2)療育手帳所持者数の推移

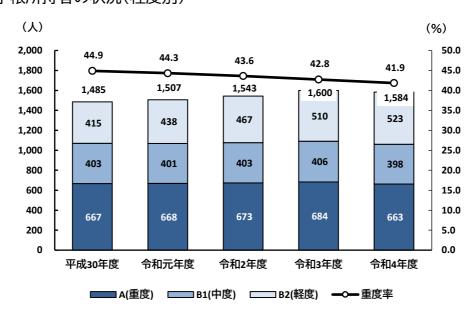
本市の療育手帳所持者数は、平成 30(2018)年度以降は増加傾向にあります。令和 4(2022)年度は 1,584 人となっており、本市総人口の 0.9%を占めています。

程度別の構成では、A 判定(重度)が最も多く、令和4(2022)年度は 663 人となっています。重度率は、平成 30(2018)年度は 44.9%で、令和4(2022)年度は 41.9%となっており、減少傾向となっています。

■療育手帳所持者の状況(年齢別)



■療育手帳所持者の状況(程度別)



※重度率=A(重度)の人が総数に占める割合 出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録者数(各年度末)

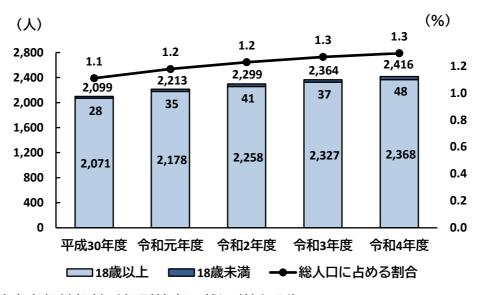


(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

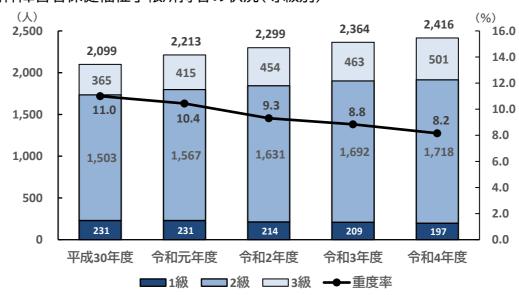
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30(2018)年度以降増加傾向で推移しています。令和4(2022)年度は 2,416 人となっており、本市総人口の 1.3%を占めています。

等級別の構成では、2級が最も多く、令和4(2022)年度は 1,718 人となっています。 重度率は、平成 30(2018)年度では 11.0%、令和4(2022)年度では 8.2%となって おり、減少傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(年齢別)



■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(等級別)



※重度率=1級の人が総数に占める割合

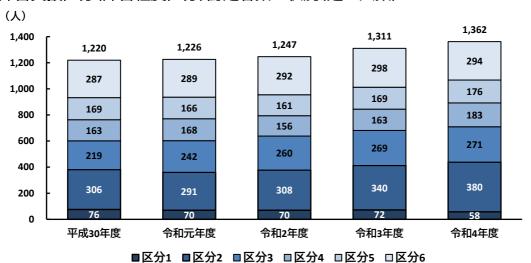
出典:障がい福祉課調べ(各年度末)、人口は住民基本台帳登録者数(各年度末)



2 障害支援区分認定者数の推移

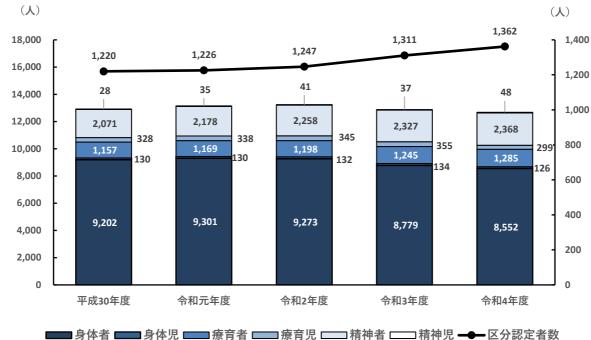
障害福祉サービスを利用するために必要な区分認定を受けている人は、令和4 (2022)年度は合計で 1,362 人となっており、区分2の比率が最も多くなっています。 障害支援区分認定者数は年々増加しており、障害福祉サービスの利用者が増加していることがわかります。

■障害支援区分(障害程度区分)認定者数の状況(延べ人数)



出典:障がい福祉課調べ(各年度末)

■手帳所持者数と障害支援区分(障害程度区分)認定者数の状況(延べ人数)



出典:障がい福祉課調べ(各年度末)

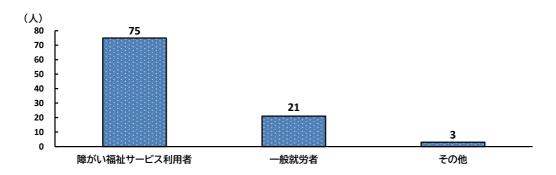


3 学校教育における状況

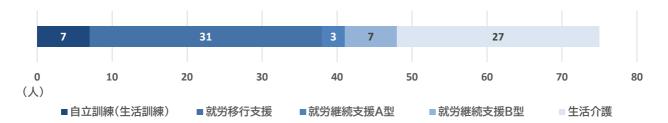
直近3年度の特別支援学校(高等部)の卒業生の進路を見ると、「障害福祉サービス利用者」が最多となっています。この内訳を見ると、75 名中「就労移行支援」が最も多く31 名となっています。また、「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」を合わせた「就労支援」は41 名となっています。

直近3年度の特別支援学級(中学校)の卒業生の進路を見ると、113 名中、特別支援学校以外への進学が 66 名、特別支援学校が 42 名となっています。

■特別支援学校(高等部)における卒業生及び卒業予定者の進路 (令和2(2020)年度~令和4(2022)年度の累計)

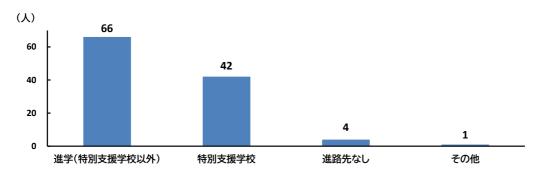


<障害福祉サービス利用者の内訳>



出典:山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援調べ

■特別支援学級(中学校)における卒業生の進路(令和2(2020)年度~令和4(2022)年度の累計)





4 アンケート調査結果

(1)実施概要

令和5(2023)年7月に、市内に住む障がいのある人を対象としたアンケート調査を 実施し、生活・就労に関する状況や意向、また、障がい福祉の施策や福祉サービスに対す る意見等を把握しました。

調査は、市民の障害者手帳保持者の約10%を対象として、1,268人に発送しました。

■発送数:1,268票

■回 収 数: 499票(回収率:39.4%)

■調査期間:令和5(2023)年7月10日(月)~7月28日(金)

■回答者の内訳

身体障害者手帳保持者の合計は 342 人、うち療育手帳保持者は 35 人、精神障害者保健福祉手帳保持者は 10 人。療育手帳保持者の合計は 127 人、うち身体障害者手帳保持者は 27 人、精神障害者保健福祉手帳保持者は4人。精神障害者保健福祉手帳保持者の合計は 63 人、うち身体障害者手帳保持者は6人、療育手帳保持者は4人。

	身体障害者手帳 保持者	療育手帳 保持者	精神障害者保健福祉 手帳保持者
身体障がい*のある人	342	35	10
知的障がい*のある人	27	127	4
精神障がい*のある人	6	4	63

※次ページ以降の回答結果では、有効回答者数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。



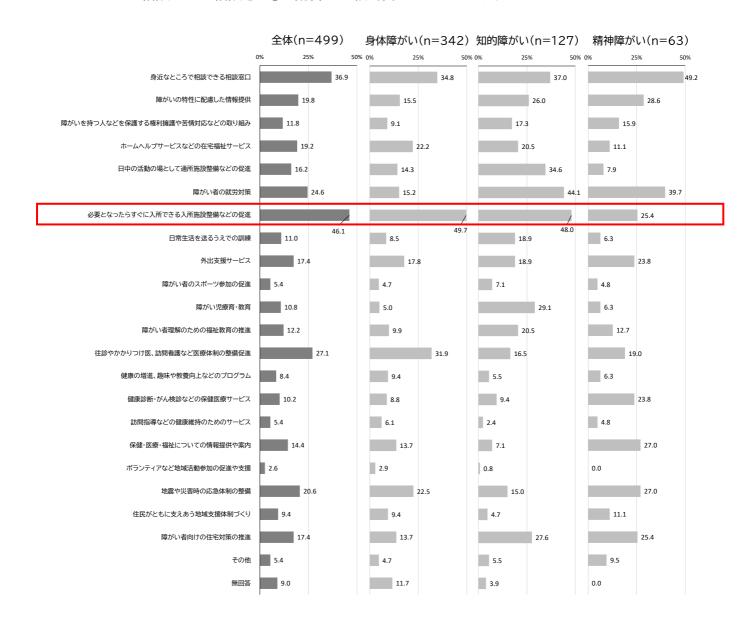
[※]複数回答の設問などにより、回答割合の合計が 100%を超える場合があります。また、複数の手帳所持者の場合、重複して集計しているため、全体の回答者数と身体・知的・精神の回答者数の合計は一致しません。

(2)主な調査結果

① 福祉サービスに関すること

【質問】今後優先的に取り組むべき施策(5つまで)

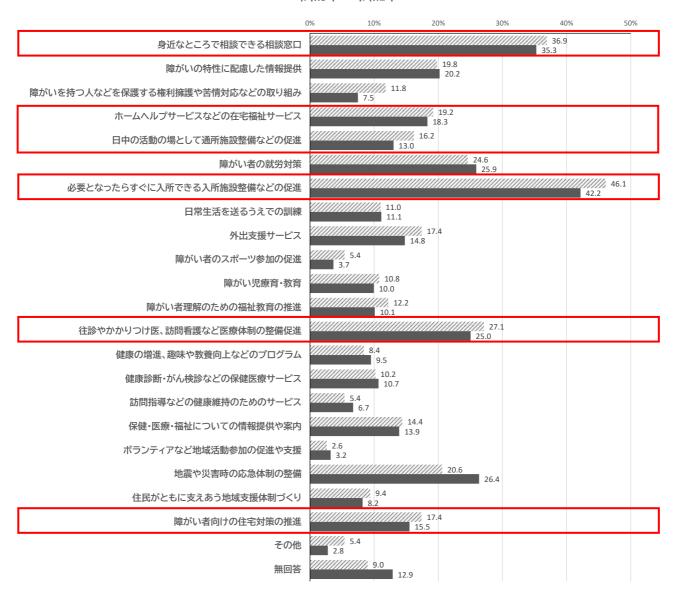
「必要となったらすぐに入所できる入所施設整備などの促進」の割合が最も高く (46.1%)、次いで「身近なところで相談できる相談窓口」(36.9%)となっています。障が い別に見ると、知的障がい*では「障がい者の就労対策」、精神障がい*では「身近なところで相談できる相談窓口」の割合が比較的高くなっています。





3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、「身近なところで相談できる相談窓口」 (1.6 ポイント増加)、「ホームヘルプなどの在宅福祉サービス」(0.9 ポイント増加)、「日中の活動の場として通所施設整備などの促進」(3.2 ポイント増加)、「必要となったらすぐに入所できる入所施設整備などの促進」(3.9 ポイント増加)、「往診やかかりつけ医、訪問看護など医療体制の整備促進」(2.1 ポイント増加)、「障がい者向けの住宅対策の推進」(1.9 ポイント増加)などの割合が3年前より高くなっています。

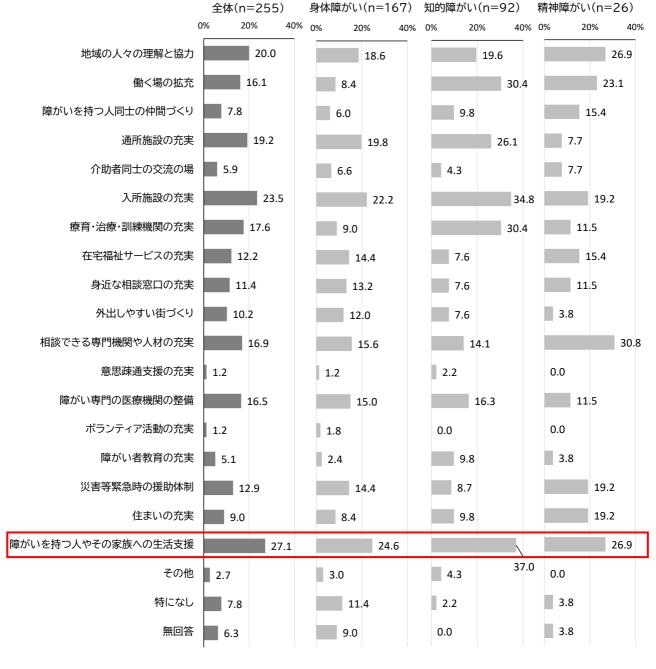
∞令和5年 ■令和2年





【質問】障がいを持つ方が安心して暮らしていくために必要なこと(3つまで) ※障がいを持った方を介助するご家族等の回答

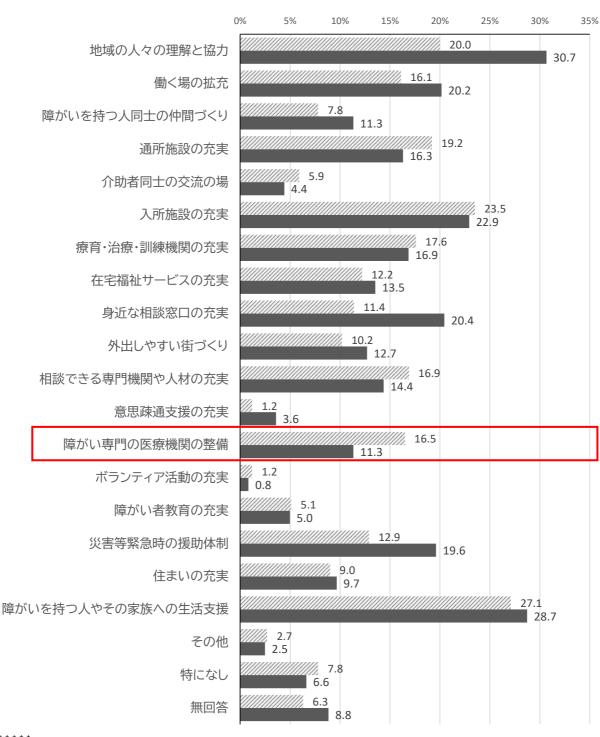
「障がいを持つ人やその家族への生活支援」の割合が最も高く(27.1%)、次に「入所施設の充実」(23.5%)、「地域の人々の理解と協力」(20.0%)と続きます。障がい別に見ると、知的障がい*では「入所施設の充実」「働く場の拡充」「療育・治療・訓練機関の充実」の割合が、精神障がい*では「相談できる専門機関や人材の充実」「地域の人々の理解と協力」の割合が比較的高くなっています。





3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、「必要なこと」として「障がい専門の医療機関の整備」をあげる割合が最も増えています(5.2 ポイントの増加)。このほか、「通所施設の充実」 (2.9 ポイント増加)、「相談できる専門機関や人材の充実」(2.5 ポイント増加)などの割合が3年前より高くなっています。

∞令和5年 ■令和2年



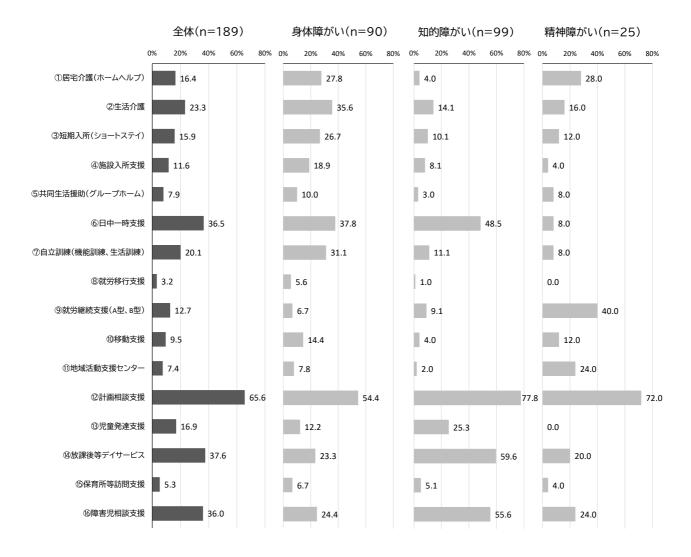


【質問】障害福祉サービス等の利用状況及び利用しない理由

ア)利用状況

1 つ以上の障害福祉サービス等を利用している人は 189 人で、全回答者 499 人のうち、37.9%です。利用率が最も高いサービスは「②計画相談支援」(1つ以上サービスを利用している方の利用率 65.6%)であり、次に「④放課後等デイサービス」(同 37.6%)、「⑥ 日中一時支援」(同 36.5%)、「⑥ 管害児相談支援」(同 36.0%)となっています。

障がい別で見ても、「②計画相談支援」はいずれの障がいでも利用率が高くなっています。そのほか、身体障がい*では「②生活介護」「⑥日中一時支援」「⑦自立訓練」の利用率が高く、いずれも利用率が 30%を超えています。また、知的障がい*では、「④放課後等デイサービス」「⑥障害児相談支援」、精神障がい*では「⑨就労継続支援(A型、B型)」の利用率が 30%を超えています。



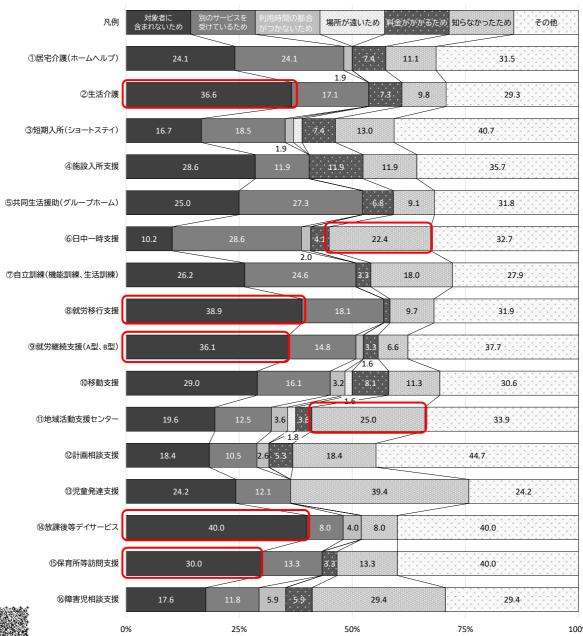


イ)利用しない理由

障害福祉サービス等ごとに利用しない理由が変動するのは、「(利用したいものの)対象者に含まれないため」及び「知らなかったため」という理由で、何らかの利用阻害要因がある可能性があります。

「対象者に含まれないから」が多いのは、「⑧就労移行支援」「②生活介護」「⑨就労継続支援(A型、B型)」などの障害福祉サービスや、「⑭放課後等デイサービス」「⑮保育所等訪問支援」などの障害児通所サービスです。これらは、利用したいと思っても対象や要件が制度の利用条件等で利用できないケースがあります。

障害児通所サービスを除き「知らなかったため」という理由が多いのは「⑪地域活動支援センター」(25.0%)で、次に「⑥日中一時支援」となっています。





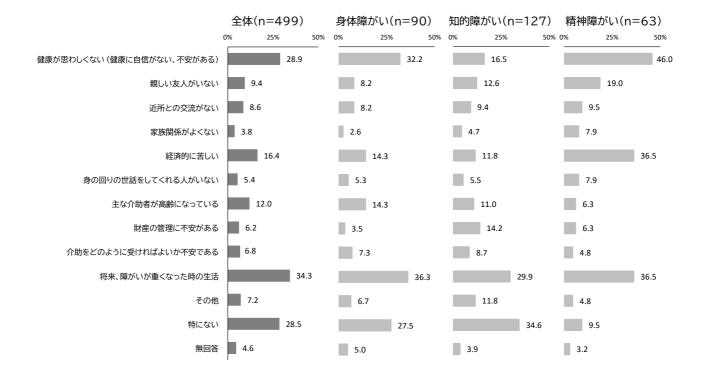
本設問では、サービス利用の阻害要因の把握を目指したため、利用していない理由として「そのサービスを利用する必要性がないから」を選んだ回答については、集計から除外している。

② 地域における生活環境に関すること

【質問】現在の悩みや不安(いくつでも)

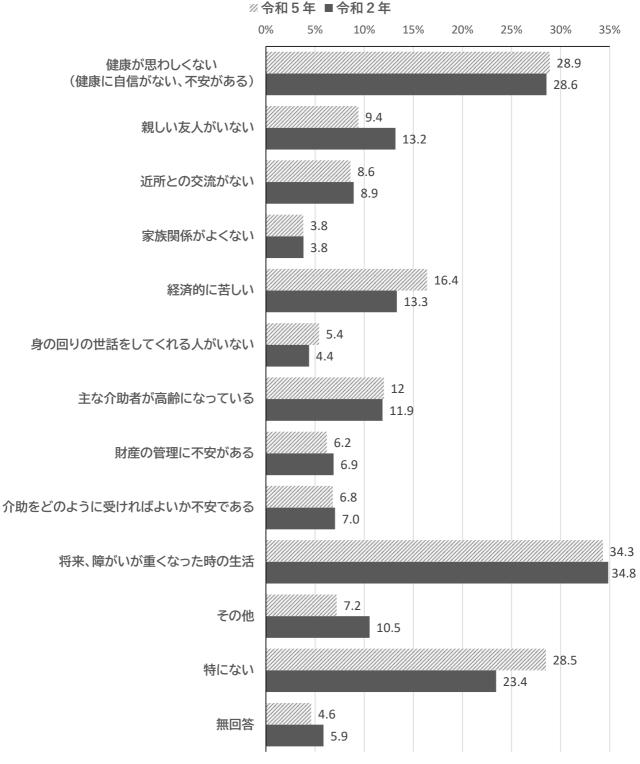
「将来、障がいが重くなったときの生活」の割合が最も高く(34.3%)、次に「健康が思わしくない(健康に自信がない、不安がある)」(28.9%)となっています。

障がい別に見ると、知的障がい*では「財産の管理に不安がある」(14.2%)、精神障がい*では「経済的に苦しい」(36.5%)などが全体平均に比べて特に高くなっています。





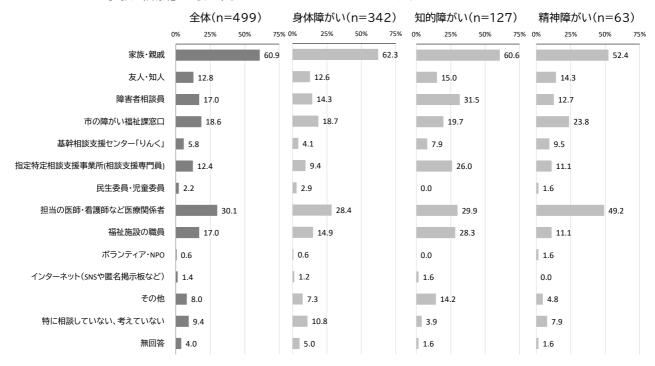
また、3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、特に割合の高い「健康が思わしくない(健康に自信がない、不安がある)」は、3年前より本年の割合が高くなっています。また、「経済的に苦しい」(本年16.4%)、「身の回りの世話をしてくれる人がいない」(本年5.4%)についても、3年前より割合が高くなっています。





【質問】悩みの相談、身の回りの世話など福祉に関する相談をする対象(いくつでも)

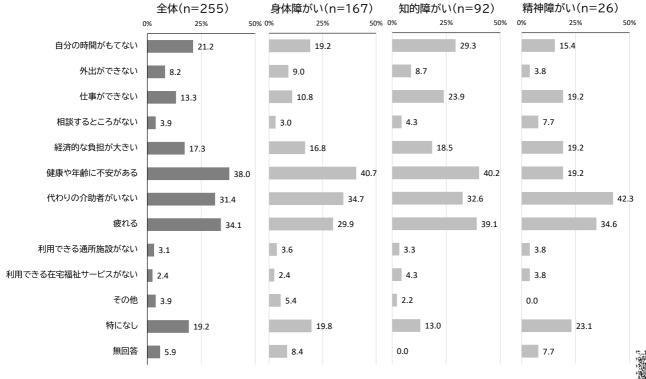
「家族・親戚」が最も高く、60.9%になっています。



【質問】介助で困っていること(3つまで)

※障がいを持った方を介助するご家族等の回答

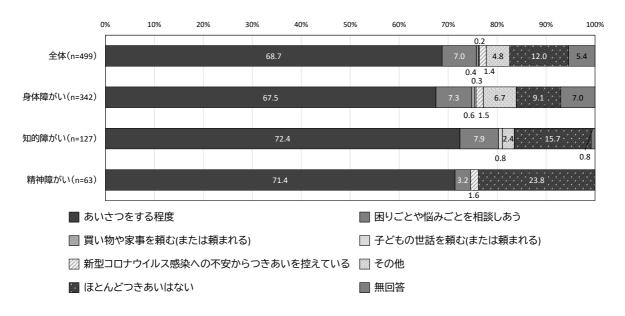
「健康や年齢に不安がある」の割合が最も高く、38.0%となっています。次に「疲れる」 (34.1%)、「代わりの介助者がいない」(31.4%)と続きます。





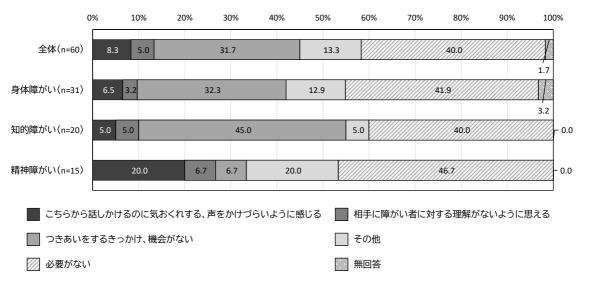
【質問】隣近所の方との付き合いの程度(1つだけ)

「あいさつをする程度」の割合が最も高く、68.7%となっています。障がい別に見ると、知的障がい*では他に比べて「あいさつをする程度」の割合が高く(72.4%)、精神障がい*では他に比べて「ほとんどつきあいはない」の割合が高く、23.8%となっています。



【質問】「ほとんどつきあいはない」と回答した理由(1つだけ)

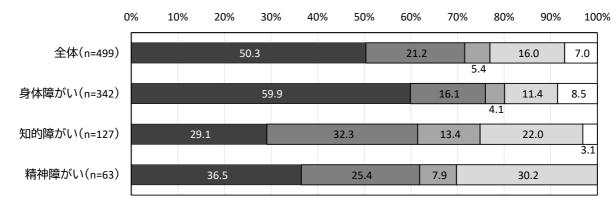
「必要がない」の割合が最も高く、40.0%となっています。障がい別に見ると、知的障がい*では他に比べて「つきあいをするきっかけ、機会がない」の割合が高く(45.0%)、精神障がい*では他に比べて「こちらから話しかけるのに気おくれする、声をかけづらいように感じる」の割合が高く(20.0%)なっています。





【質問】障がいのことで差別や人権侵害を感じることがあるか(1つだけ)

「ほとんど感じることはない」の割合が 50.3%となっている一方で、「たまに感じる」「いつも感じる」を合わせると、26.6%が差別や人権侵害を感じています。



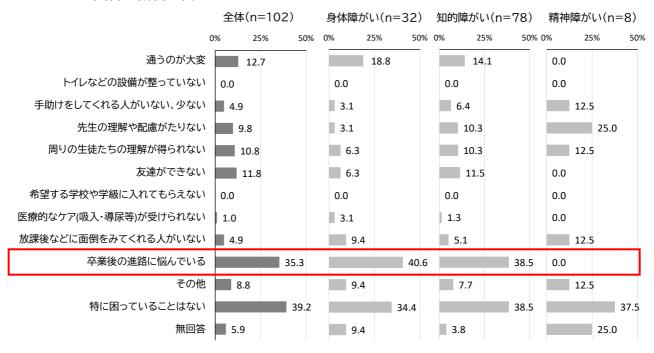
■ ほとんど感じることはない ■ たまに感じる ■ いつも感じる □ わからない □ 無回答



③ 自立した生活に関すること

【質問】学校などに通っていて困っていること(いくつでも)

「特に困っていることはない」を除いて、「卒業後の進路に悩んでいる」の割合が最も高く、35.3%となっています。なお、精神障がい*は他に比べて「先生の理解や配慮がたりない」の回答の割合が高くなっています。



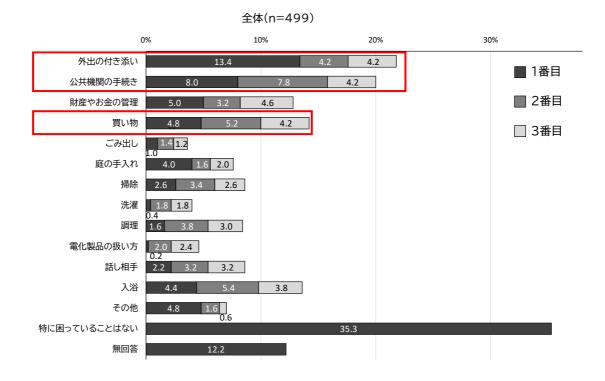
【質問】仕事をする上での不安・不満(いくつでも)

「収入が少ない」の割合が最も高く、47.1%となっています。

収入が少ない		47	.1 42.4	55	6 64.3
就業時間が短い		9.2	10.2	16.7	14.3
仕事がむずかしい		5.7	5.1	0.0	14.3
仕事がきつい		5.7	6.8	11.1	0.0
自分に合った仕事の内容がない		2.3	1.7	5.6	0.0
職場での身分が不安定		6.9	5.1	11.1	14.3
職場でのいじめやいやがらせがある		8.0	5.1	5.6	28.6
施設が使いにくい		3.4	3.4	5.6	0.0
昇給や昇進が平等ではない		9.2	10.2	11.1	7.1
	通勤が大変	5.7	8.5	5.6	0.0
	その他	3.4	5.1	0.0	0.0
	特に不平や不満はない	35.6	37.3	27.8	28.6
	無回答	6.9	6.8	0.0	7.1

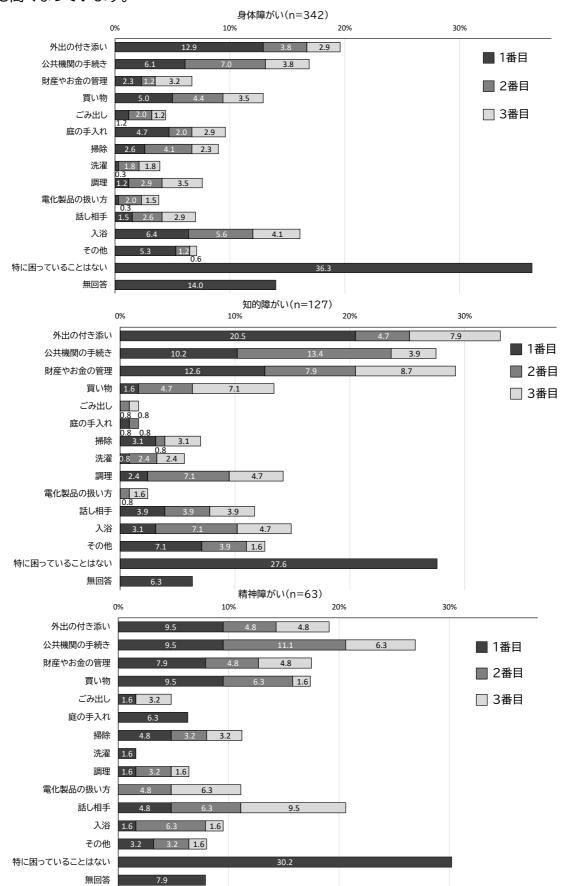
【質問】日常生活の中で手助けが必要と感じること(必要順に3つまで)

「特に困っていることはない」の割合が最も高くなっていますが、これを除くと「外出の付き添い」が最も高く、1番目・2番目・3番目の回答の合計で21.8%となっています。次いで「公共機関の手続き」(合計20.0%)、「買い物」(合計14.2%)、「入浴」(合計13.6%)、の順に割合が高くなっています。



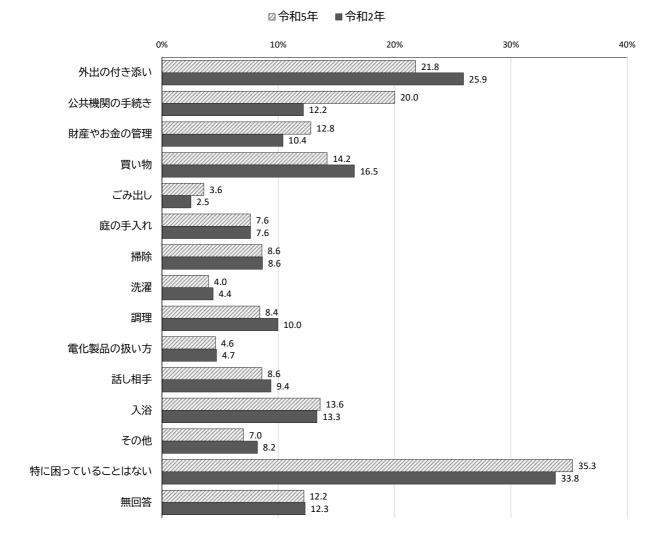


障がい別に見ると、知的障がい*と精神障がい*では、身体障がい*に比べて「財産やお金の管理」の割合が高くなっています。また、精神障がい*では他に比べて「話し相手」の割合も高くなっています。





3年前(令和2(2020)年調査)と比較すると、傾向はおおむね同様となっていますが、「公共機関の手続き」(7.8 ポイント増加)、「財産やお金の管理」(2.4 ポイント増加)、「特に困っていることはない」(1.5 ポイント増加)、「ごみ出し」(1.1 ポイント増加)などの割合が3年前より高くなっています。







5 ヒアリング

(1)実施概要

市内の障がいのある方やその家族、障がい者支援団体、障害福祉サービスに関わる関係主体などに対してヒアリングを行い、本市の障がい福祉を取り巻く現状の課題等についての意見を把握しました。

- ■ヒアリング対象:甲府市地域自立支援協議会及び同協議会各部会長 市内障害福祉関連施設の管理担当者 甲府市障害者団体連絡協議会各部会長
- ■ヒアリング方法:対面によるヒアリング、メール・ファックス、書面による意見聴収に よって実施

(2)主なヒアリング結果

ヒアリングによって把握した主な内容を、以下に整理します。

項目	現状の課題等
①福祉サービスに関すること	○基幹相談支援センターの対応人数の不足が課題である。タイムリーな対応や相談支援事業 所のサポートが難しい状況となっている。
	○親が急に亡くなった時など、兄弟やその他の人が引き継ぐ場合に、どのようにして現在受けている支援や相談、情報にたどりつくことができるか不安がある。
	○学校を卒業してからは、情報を把握するのに自分で情報収集を行う負担が大きく、そういった情報がすぐに得られる方法があったら良いと思う。
	○親がいるうちに自立するための障害福祉サービスや地域資源のケアマネジメント*を行い、 在宅生活が継続できることを前提に計画やビジョンを持っていく必要があると感じる。
	○支援内容が、障がいのある人の実態に合っていない場合がある。もっと、障がいのある人 の現実のニーズを理解して欲しい。
	○高齢者にも障がいのある人にも応じられる知識とスキルのある福祉サービスに従事する 人材がいると、障がいのある方が高齢になっても安心して利用できると思う。
②地域における 生活環境に関すること	○児童期から障がいのある子どもを地域から切り離さないで、ともに育つ(ことができる) という環境が重要だと思う。
	○障がいについて社会の認知度が低いと感じる。(発達障がい*など、見ただけでは分からない障がいについては特に)一般の人に、障がいについて知る機会をもっと作って欲しい。
	○地域共生社会の実現を目指すのであれば、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひと りが受容と相互理解を意識することが必要だと思う。
③自立した生活 に関すること	○障がいの程度に関係なく、仕事をする中で社会参加したいと思っている。事業所は仕事の 質をしっかり考え、やりがいのある仕事を提供していく事、障がいの重い人には仕事を細 分化し、できる事を増やしていく配慮が大切だと思う。
	○移動手段について、甲府市は比較的公共交通も確保できている状況はあるが、日常的な動きを考えた場合に、障がいがあると移動が困難になるケースが多々ある。家族がそれを代行することが多い。
	○医療的ケアが必要な人は、本人への支援のため家族が同伴することが多く、自立の機会を 得にくい。





6 前計画の事業評価

(1)実施概要

障がい福祉施策の実施上の課題を把握するため、前計画で実施した事業を市担当部署等によって評価しました。評価に当たっては、実施状況をもとに成果を a~d で4段階評価し、実施上の主な課題を洗い出しました。

(2)施策ごとの評価と主な課題

事業評価による前計画の施策ごとの評価と主な課題を、以下に整理します。

※成果は「a 十分出ている」「b 出ているが不十分」「c 出ていない」「d 不明」の4段階で評価しました。

施策	成果の評価		主な課題
1 福祉サービス 等の提供による生 活支援の推進	 a評価 10 件 52.6% b評価 9 件 47.4%	0	指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談 支援事業所の不足と特定の事業所への偏り
	(全19件)	0	地域生活支援拠点事業への登録事業所数の不 足と、事業所への制度説明の充実
2 障がいや疾病 等で支援が必要な	 a評価 7 件 58.3% b評価 5 件 41.7%	0	医療的ケア児の現状の把握と関係機関との更 なる連携
子どもに対する福 祉と教育の推進	(全12件)	0	医療的ケア児・重症心身障がい児など専門的 な支援に対応できる事業所の増加
3 互いに連携し 支え合える環境づ くり	a評価 4 件 44.4% b評価 5 件 55.6% (全9件)	0	理解促進研修や事業所の展示会などに健常者 の参加者が少ない
		0	障がい者団体等の構成員が高齢化すること等 による活動量の減少
		0	障がい者に対する合理的配慮*の理解が十分 でない
4 地域における セーフティネットの	a評価 4 件 44.4% b評価 5 件 55.6% (全 9 件)	0	「避難行動要支援者個別計画」と要配慮者*施設の避難確保計画の作成
構築		0	ユニバーサルデザイン*に関する職員への意識 醸成
5 障がいのある 人の自立的生活の 支援	a評価5件 43.7% b評価4件 31.2%	0	就労支援の関係機関との連携が十分ではない
	c評価 3 件 31.2% c評価 3 件 18.8% d評価 1 件 6.3% (全 16 件)	0	地域における障がい者の地域生活移行への理 解が十分でない





共生社会を目指す上での現状の課題

本市では、かねてより国の進めてきたノーマライゼーションの理念(高齢、障がいの有無、 年齢や社会的マイノリティ等に関係なく、生活や権利などを保障された環境をつくってい くという考え)を推進してきました。それを発展させた、ソーシャル・インクルージョン*の 理念(社会的包摂ともいい、社会的に弱い立場にある人々を含め市民一人ひとりを、排除 や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込む考え。包括的ケアの基礎 となった理念)に基づいた地域共生社会の実現を引き続き目指していきます。

この考えは、「第5次健やかいきいき甲府プラン」において、「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」という基本理念として 定められています。

この共生社会の実現のためには、第2章で確認された障がいの多様化、福祉サービス利用者の増加、地域関係の希薄化といった現状を踏まえ、理想とのギャップがどのように生じているかという問題点を把握することが必要となります。障がい福祉施策を推進する上で重要となる、「福祉サービス」「地域における生活環境」「自立した生活」のそれぞれにおいて、現状の課題を整理します。

1 福祉サービスにおける課題

相談支援体制の更なる充実が必要であることに加えて、障がいのある人の個々の ニーズに合ったサービスの提供が求められている。さらに、福祉サービスに関する周 知や情報提供についても十分ではない。

本市では、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていけるように、これまで様々な障がい福祉サービスの提供を行ってきた経緯があり、その利用者は全体として増加しています。しかし、重度の障がいなど特別な配慮が必要な方にとっては、ニーズに合った福祉サービスが充足していないなど、利用しにくい状況があることも明らかになってきています。





また、相談支援や福祉サービスの利用が増加することで、相談支援事業所やサービス 提供事業所などの対応体制にも負荷がかかっており、福祉サービスの利用が迅速につな がらない要因の 1 つになっていると推測されます。

さらに、障がいのある人の生活を支援する現場では、一部の福祉サービスの存在や利用について、その情報が十分に周知されておらず、利用が進んでいない側面もあると考えられます。

こうした現況の解決のためには、単に「障がいのある人」という捉え方ではなく、一人 ひとりの障がいの特性が異なることに留意した福祉サービスの提供が求められます。ま た、地域でそうした細かい対応を可能とするには、現状のより正確な把握や関係機関の 連携の強化など、特定の相談窓口又はサービス提供事業所だけに頼らない"地域全体と しての支え合い"を推進することが必要です。加えて、福祉サービスの利用に関する情報 周知の強化や、障がいの有無にかかわらず、全ての人が情報を得やすい環境の整備など も必要といえます。

2 地域における生活環境の課題

地域において、関係性が築けていない人や、将来の生活に不安を感じている人がいることに加えて、障がいに対する理解促進も十分とはいえない。

障がいのある人とない人とが共に生きるという共生意識の醸成や相互理解の推進は、 これまでもその啓発に取り組んできたところですが、今でも障がいのある人が、暮らしの 中で差別や偏見を感じる場面は少なくないと見られ、今後も継続的に取り組んでいくこ とが求められます。

また、知的障がい*や精神障がい*のある人の多くは同居する親のサポートのもとに暮らしており、障がいのある人とない人がふれあい、関わり合う機会やきっかけを持ちにくいことや親亡き後の地域での生活も心配といえます。

さらに、法改正により、事業者での合理的配慮*が義務化されるなど、全国的に共生意識の醸成や相互理解の促進が進められています。

こうした現状の解決のために、障がいのある人が地域社会で暮らすうえに必要な支援を受けることができ、孤立せず、各々の希望する形で社会に関わることができる環境の整備が重要となります。また、障がいのない人においては、障がいのある人についての理解を深め、共に生きていこうという意識を醸成することが求められます。

3 自立した生活の課題

障がいのある人に意志や能力があっても、自らが望むかたちで働ける機会や選択肢が少ないことに加えて、地域において日常生活を送るための支援が求められている。

「共に生きる社会」の実現のためには、障がいのある人が、その意志や能力があれば、施設や病院等から地域へ居住を移し、自立した生活を送り、社会活動に参画することができる環境が求められます。本市でもこうした環境整備を進めており、近年は障がいのある人において、就労をはじめとする社会参加への意欲の高まりも見られます。

しかし、こうした社会参加の意欲があっても、希望する職業や雇用形態などの選択肢は十分でなく、自らが望むかたちで働ける機会などが少ないことが実情です。障がいのある人を雇用する事業者側の意識改善も含めた、就労への更なる取組、また、障がいのある人が地域において自立した生活を送るうえでも、居住先の確保、移動(外出)、買い物など、様々な場面で困難があり、地域生活に移行しにくいという現状が依然としてあります。こうした実情を把握し、自立した生活を送るために必要な支援を行うことが求められています。







1 計画目標

本計画は、「第5次健やかいきいき甲府プラン」で定められた「共に支え合い だれもが 住み慣れた地域で 健やかに いきいきと 暮らせるまちづくり」という基本理念を踏まえながら、この理念の実現に向けて、本市の抱える障がい福祉の課題に対応するために、 本計画では「福祉サービス」「地域における生活環境」「自立した生活」のそれぞれに関わる施策について、以下の3つの計画目標を定めて推進します。

SDGs*(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGs*(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12(2030)年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人を含めた本市に住む全ての市民が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい者施策を推進するに当たり、SDGs*を意識して取り組むことで、社会(地域)の様々な主体と連携しながら、障がいのある人一人ひとりの人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

<関連する主な SDGs*>













障がいの多様な特性や程度、生活環境などにかかわらず、誰もが必要な支援を受けて 生活できるように、自治体、事業所、各種団体など地域の関係主体間の相互連携等を通 じて個々の状況やニーズを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を提供できるような体 制を構築していきます。



計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

<関連する主な SDGs*>



地域生活において、障がいのある人とない人が日常的に関わり合える機会の確保や、 意識啓発に取り組むことで、相互理解を促進し、信頼関係を築いていくなど住み慣れた 地域で共に支え合いながら生きていく社会の実現につなげます。

また、こうした社会の一員として誰もが安心して暮らすための環境整備に努めます。

計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

<関連する主な SDGs*>



障がいのある人が、その意志や能力に沿って、できるだけ希望する形で社会に参加し、 自立した生活を送れるように、社会参加において障壁になることの解消や、就労支援の 充実に取り組みます。



2 施策

各計画目標を達成するための施策を以下のように設定します。

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

施策1 相談や福祉サービスをはじめとした支援体制の充実

障がいのある人ができるだけ希望した暮らしができるように、一人ひとりの障がいの 特性や程度、多様なニーズに対応した支援体制の充実を図ります。

また、そうした支援を適切に提供できるよう、利用状況や将来のニーズ量等をできるだけ細かく把握するとともに、相談や福祉サービスを始めとした支援に関する周知や情報提供にも努めます。

さらに、障がいのある人が自ら適切に支援を選択し、利用できるように、地域の関係機関との連携によって気軽に相談できる環境づくりを進め、障がいのある人に寄り添った支援を推進します。併せて、関係機関の相互連携を強化し、相談対応や情報提供などの支援の充実を図ります。

施策2 支援が必要な子どもに対する福祉と教育の推進

健康診査や健康相談などの実施により、障がいの早期発見に努め、状態に応じた適切な支援を提供します。

また、支援が必要な子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報の共有や連携により、個別のニーズに対応した、包括的な切れ目のない支援体制の充実を図ります。



計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

施策3 互いに理解し支え合える環境づくりの推進

障がいのある人もない人も、誰もが互いに理解し合い、一緒に助け合いながら地域で暮らしていく共生社会の理念の普及・啓発を継続的に進め、相互理解や差別の解消、合理的配慮*の提供の促進に努めます。

また、障がい者団体、ボランティア*、NPO*等とも連携しながら、障がいのある人とない人が関わり合える機会やきっかけづくりに取り組み、孤立することのない社会環境づくりを推進します。

施策4 地域におけるセーフティネット活用の推進

生活環境の整備や防災対策等を通じて、日常生活を送るに当たっての地域福祉を下支えし、障がいのある人もない人も、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

施策5 障がいのある人の自立した生活の支援

障がいのある人の可能性を最大限に活かし、その意志や能力に沿って地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関の相互連携の強化や、雇用する事業者への働きかけ等を通じて、就労に当たっての機会や選択肢をできるだけ幅広く確保できるよう努めます。

また、居住、移動、買い物などの日常生活で必要とされる支援を充実させ、社会参加や 自立した生活のしやすい環境づくりに努めます。



3 施策体系

計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

施策1 相談や福祉サービスをはじめとした支援体制の充実

- ■地域全体で困りごとを支えるための取組
- (1) 相談支援体制の充実に向けた取組
- (2) 障がい者やその家族の困りごとに対する相談支援
- (3) 関係機関の連携強化等を通じた体制づくり
- (4) 各種手当等の支給
- (5) 疾病の予防・早期発見
- (6) 医療費の助成・公費負担
- (7) 医療機関との連携
- ■充実した福祉サービスを提供するための取組
- (8) 在宅福祉サービスの充実

事業

- (9) 日中活動などを支援する福祉サービスの充実
- (10)居住系サービスの充実
- (11)共牛型サービスの推進
- (12)地域生活支援事業*の充実
- (13)福祉用具の利用支援等
- (14)福祉サービスの周知と利便性の向上
- (15)地域生活移行のための支援体制の強化
- (16)精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (17)難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等への支援
- (18) 障がい福祉人材の確保・定着

施策2 支援が必要な子どもに対する福祉と教育の推進

- ■地域全体で困りごとを支えるための取組
- (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実
- (2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

事業

- (3) 学校における福祉教育の充実
- ■充実した福祉サービスを提供するための取組
- (4) 発達障がい*、医療的ケア児など障がいに応じた細やかな支援



計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

施策3 互いに理解し支え合える環境づくりの推進

- ■相互理解と支え合いの促進のための取組
- (1) 障がい者差別解消のための広報・啓発
- (2) 交流・ふれあいの場の充実

事業

- (3) 障がい者団体等の活動支援
- (4) 成年後見制度*の利用等による権利擁護*の推進
- (5) 障がい者虐待防止への取組の推進
- (6) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
- (7) 障がいの特性に応じた合理的配慮*の提供の推進

施策4 地域におけるセーフティネット活用の推進

- ■誰もが安心して生きていける地域づくりのための取組
- (1) 医療体制の充実

事業

- (2) 障がいがあっても暮らしやすい牛活環境の整備
- (3) 地域生活支援拠点の運営
- (4) 災害時における要配慮者*の支援
- (5) 災害や感染症拡大等に伴う課題の把握と解消に向けた取組

計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

施策5 障がいのある人の自立した生活の支援

- ■自立した生活を促すための取組
- (1) 児童期から成人期までの社会参加に向けての支援
- (2) 関係機関等と連携した就労支援

畫

- (3) 企業に対する啓発・働きかけ
- (4) 障がいのある人の働く力の向上
- (5) 多様な就業機会の確保
- (6) 積極的に社会参加できる環境づくり





計画目標1 一人ひとりに寄り添った支援を提供する

施策1 相談や福祉サービスをはじめとした支援体制の充実

現状と課題

- ○本市では、障がいのある人のための各種福祉サービスの提供を進めており、市内には 各種福祉サービスを提供する事業所が一定数存在することに加え、その利用実績もお おむね増加傾向で推移しています。また、障がいのある人やその家族の相談に応じる 体制として、本市の障がい福祉課、基幹相談支援センター「りんく」、身体障害者相談員 及び知的障害者相談員のほか、甲府市健康支援センター(甲府市保健所)、精神保健福 祉センター、こころの発達総合支援センター、山梨県難病*相談・支援センターなど、福 祉・保健・医療・労働等の内容に応じた相談支援機関があります。
- ○福祉サービスを利用できる環境は整いつつありますが、障がいの特性によって、利用 しやすさに差が生じるという状況も明らかになっています。アンケートやヒアリングの 結果からは、障がいの特性や事業所の状況により「実態に合っていない」、「使いたい ときに使えない」という状況も見えてきています。
- ○ヤングケアラー*をはじめとした障がい者の家族への支援にも取り組む必要があります。その中で障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、相談支援・福祉サービスに限らず個々に応じた支援ができる環境や早期発見につながる支援体制の構築が重要です。
- ○一般的な相談に対応する「身近なところで相談できる相談窓口」の要望や福祉サービスの利用は増加しています。様々な障がいに対応した支援を提供する「相談支援」の体制強化や、相談支援に関わる人材の確保・定着が求められる状況にあります。



施策の方向

- ○障がいのある人の個々のケースに寄り添い、暮らしの中で抱える様々な困りごと等に対応し、地域の関係機関との相互の連携によって適切な支援に繋げることができる環境づくりをさらに推進します。また、適切な支援につなげていくために、相談や福祉サービスをはじめとした支援の周知にも努めていきます。
- ○「相談支援」を担う事業所や相談支援専門員*の不足に対しては、現状の課題分析や体制拡充の検討等を行い、相談支援を行う事業所を増加させるために、働きかけを行います。また、他の社会資源・福祉サービス等との連携促進等を通じて、一部の施設・事業所への負担集中を是正し、"地域全体としての支え合い"を推進していきます。
- ○障がいの特性によって、福祉サービスの利用のしやすさに差が出る状況をできる限り 抑制するために、現在提供されている福祉サービスの実情を把握し、サービス提供事 業所の専門性向上やサービス提供範囲の拡大を促すことで、多様な障がいに対応でき る福祉サービス環境の実現に取り組みます。



事 業

本施策では、大きく「地域全体で困りごとを支えるための取組」、「充実した福祉サービスを提供するための取組」の2つに取り組みます。これらはいずれも、行政や公的機関が主体となって個人や地域だけでは解決が難しい課題への取組として位置付けています。

	(1) 相談支援体制の充実に向けた取組
	(2) 障がい者やその家族の困りごとに対する相談支援
地せるはる田口ごと	(3) 関係機関の連携強化等を通じた体制づくり
地域全体で困りごとを支えるための取組	(4) 各種手当等の支給
と文人も750004以前	(5) 疾病の予防・早期発見
	(6) 医療費の助成・公費負担
	(7) 医療機関との連携
	(8) 在宅福祉サービスの充実
	(9) 日中活動などを支援する福祉サービスの充実
	(10)居住系サービスの充実
	(11)共生型サービスの推進
 充実した福祉サービ	(12)地域生活支援事業*の充実
スを提供するための	(13)福祉用具の利用支援等
取組	(14)福祉サービスの周知と利便性の向上
	(15)地域生活移行のための支援体制の強化
	(16)精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、精神障が
	いにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(17)難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等への支援
	(18)障がい福祉人材の確保・定着



地域全体で困りごとを支えるための取組

この取組では、関係機関と連携し、障がいのある人やその家族が、相談や診療等を通じて適切な福祉サービスを受けられるように努め、そうした人々が地域で孤立せず、困りごとを地域全体で支えることができる環境づくりを推進します。

(1) 相談支援体制の充実に向けた取組

相談支援体制がひっ迫することで、利用者の利便性が損なわれないよう、障害福祉サービス事業所を新規に開設予定の事業者に相談支援事業所の設置を促すとともに、相談支援事業所についても、職員の配置基準や提出書類の見直しなどにより運営のしやすさを考えていきます。また、基幹相談支援センター「りんく」を中心に、経験の浅い相談支援専門員*などに、専門的な相談支援の実施、資質・能力の向上のための研修等を進め、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、指導的役割を担う「主任相談支援専門員*」を配置する相談支援事業所には、その役割や相談支援専門員*の支援スキルやサービス等利用計画の作成等について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図ります。

加えて、基幹相談支援センター「りんく」の体制を強化していくとともに、「りんく」及び本市障がい福祉課が軸となり、特定の施設・事業所に負担が偏らないよう、支援機関の連携による包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。

(2) 障がい者やその家族の困りごとに対する相談支援

① 障がいのある人の相談支援

基幹相談支援センター「りんく」及び本市障がい福祉課が中心となって、障がいのある 人やその家族が要望する「身近なところで相談できる相談窓口」に対応できるように必 要な情報の提供や助言等を行います。

② 身体障害者・知的障害者相談員の活動支援

支援が必要な身体障がい*のある人や知的障がい*のある人に対して、相談、助言、指導を行い、また、その地域活動を推進する障害者相談員の活動を支援します。



③ ピアカウンセリング*の推進

障がいのある人が社会生活を送る上で必要とされる心構えや生活能力の向上等について、障がいのある人自身がカウンセラーとして、他の障がいのある人と同じ立場で相談に乗り、アドバイスや情報提供、サポート等を行いながら問題解決を図るピアカウンセリング*の推進に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を支援します。

④ ピアサポーター*の活用

当事者が行う援助として有効な手段である、ピアサポーター*の活動の支援に努めます。

⑤ 家族の負担軽減(ヤングケアラー*への支援)

ヤングケアラー*を始めとする障がいのある人の家族支援について、子ども・青少年総合支援センター「あおぞら」などの相談機関と連携を図り、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぎます。加えて、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がいのある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

また、強度行動障害*を有する人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、家族支援につなげます。





(3) 関係機関の連携強化等を通じた体制づくり

指定特定相談支援事業者、福祉サービス提供事業者、教育関係者、就労支援関係者、保健・福祉・医療関係者、当事者団体等で構成する「甲府市地域自立支援協議会」を引き続き運営します。その中で個別のケースから見える当事者のニーズや課題を共有し、関係機関の連携を強化することで、一人ひとりに寄り添ったケアマネジメント*の体制づくりを進めていきます。このことと併せて、各種の福祉サービス提供の現場の状況や利用ニーズを詳細に把握し、「利用ニーズがあっても利用しにくい」、「将来の利用量の増減に現場で対応しきれない」、といった問題に対して、課題の整理・共有とその解決に努めます。

また、必要に応じて専門性に特化した部会を設けるなど、地域の支援体制のネットワークづくりを推進していきます。

(4) 各種手当等の支給

障がいのある人の生活を保障し、経済的自立を促進するため、特別障害者手当、障害 児福祉手当、経過的福祉手当、甲府市心身障害児童福祉手当を支給します。

また、山梨県で支給する特別児童扶養手当に関する手続きを行うとともに、身体障害者手帳・療育手帳等の交付時や本市ホームページ・広報誌等を通じて、各種手当の周知を図ります。

(5) 疾病の予防・早期発見

① 各種健診などの充実

特定健診や特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)や糖尿病等、生活習慣病の予防や改善、重症化予防に努めます。また、各種がん検診等を実施し、疾病予防や早期発見・早期治療に努めます。

② 健康教育

地域の健康課題や対象者に合わせ、高血糖状態の改善や糖尿病など生活習慣病予防、健康の維持増進、がん予防、介護予防、歯周疾患予防等を目的とした健康教育を、健康支援センターや身近な公民館等で実施します。地域の健康づくり組織や関係団体とも連携を図り、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、広報やホームページなど市の広報媒体を活用した健康づくりに関する情報提供により、市民への幅広い普及啓発に努めます。





③ 健康相談

健康づくりや健康管理のため、健康支援センターや公民館等、市民が幅広く相談できる窓口を整備し、生活習慣病の予防・改善や禁煙、栄養など心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。

また、相談後の健康教室や健康診査等の活用についても呼びかけを行います。

④ 成人と高齢者への個別支援

健康問題に対して保健指導を必要とする人やその家族に対し、健康状態や生活環境を 考慮しながら保健・医療・福祉・介護サービスなどを活用して解決ができるように、専門 的・技術的な支援を行います。

(6) 医療費の助成・公費負担

① 重度心身障がい者の医療費助成

重度の心身障がい者が医療等を受けた場合、高額療養費及び付加給付支給額を除い た保険診療内の自己負担分を助成し、重度の心身障がい者及びその家族の経済的な負 担や精神的な負担の軽減を図るとともに、重度の心身障がい者の健康の維持と増進を 図ります。

② 自立支援医療*の給付

身体の障がいを除去又は軽減するための医療や、通院による継続的な精神医療が必要な場合に、医療費を公費負担し、利用者の負担の軽減を図るとともに、日常生活能力や職業能力の向上を図ります。

(7) 医療機関との連携

障がいのある人がより安定した生活を送ることができるよう、医療機関(地域の医療機関、総合病院、精神科病院、リハビリテーション*病院等)と連携し、在宅医療やリハビリテーション*、看護などが受けられる体制の整備に努めます。

退院時には在宅生活にスムーズに繋げることができるように関係機関との調整を図ります。





充実した福祉サービスを提供するための取組

この取組では、障がいのある人が地域生活を送る上で必要な福祉サービス等の充実化を図り、 一人ひとりの利用ニーズにできるだけ寄り添ったサービスの提供ができる地域環境づくりを推 進します。

(8) 在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズ及び実態に応じて、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所等の在宅福祉サービスを提供します。

他に、在宅で集積所へのごみ出しが困難な方に対し、戸別に本市の職員が訪問し、玄関先からのごみの収集と、希望者の安否確認を行う「ふれあい収集」で生活を支援します。

(9) 日中活動などを支援する福祉サービスの充実

障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズ に応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度 障がいのある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。

また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練(機能訓練及び生活訓練)を提供します。

(10) 居住系サービスの充実

医療の発展や長寿化により、障がいの重度化・障がいのある人や介護者の高齢化が進む中、障がいのある人が「親亡き後」も地域で安心して心豊かに暮らせる環境の実現に向け、グループホームの整備推進や入所施設等から地域生活への移行や地域生活の継続支援といった課題に対応した居住系サービスの提供体制の構築に取り組みます。

(11) 共生型サービスの推進

障がいのある人が 65 歳になって介護保険の被保険者となった後も、できるだけ使い 慣れた福祉サービス事業所を利用できるよう「共生型サービス」の実施を促進し、障がい のある人もない人も、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社 会の実現を推進します。



(12) 地域生活支援事業*の充実

地域での生活を支えるために、成年後見制度*利用支援、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業*の充実を図ります。

(13) 福祉用具の利用支援等

補装具・日常生活用具の給付等により、障がいのある人の日常生活における利便性の 向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を促進します。

(14) 福祉サービスの周知と利便性の向上

福祉サービスが適切に提供されるよう、これらのサービスを提供する事業者に対し、 必要な指導・助言を行い、従業者の資質向上のために研修機会の確保や労働法規等の遵 守をうながします。

また、福祉サービス等を提供する事業者による自己評価や外部評価など、サービスご との特性を踏まえた質の評価の推進に努め、利用者が個々のニーズに応じて良質なサー ビスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図ります。

さらに、各種福祉サービスを提供する現場の状況や利用ニーズを詳細に把握し、利用ニーズがあっても利用しにくい、将来の利用量の増減に現場で対応しきれない、といった問題が生じにくいよう、課題の整理・共有を行います。その上で、障がいのある人が利用したい福祉サービスを適切に利用できるように、サービスの周知や利便性の向上を図っていきます。

(15) 地域生活移行のための支援体制の強化

障がいのある人の地域生活移行に関して適切な支援をするために、施設・病院などから地域生活へ移行するニーズの把握に努め、地域移行支援や地域定着支援を活用し、地域生活移行を進めるとともに、地域生活での受け皿であるグループホームへの入居の支援や、不足する日中サービス支援型のグループホームの拡充に努めます。

また、甲府市地域自立支援協議会において、地域移行のための課題整理・対応策の検 討等を行います。



(16) 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることがで きるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包 括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(17) 難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等への支援

難病*患者及び小児慢性特定疾病にかかっている児童等一人ひとりの疾病に応じた在宅療養支援を進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、難病患者及び小児慢性特定疾病にかかっている児童等とその家族を支えるための支援体制のあり方について検討し、その整備に取り組みます。

(18) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、 提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。加えて、障害福祉事業所の職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT*などの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者と協力して取り組んでいきます。



施策2 支援が必要な子どもに対する福祉と教育の推進

現状と課題

○子どもに対する福祉・教育においては、発達の特性の早期発見・早期支援が重要であることから、本市では、乳幼児期の健康診査や発達相談、保育所等との連携などにより早期発見に努めるとともに、支援が必要と判断される場合には、児童発達支援事業所等での療育支援につなげています。

また、学校では、特別支援教育*コーディネーターを指名し、全校的な支援体制を確立 しています。そのほかにも、通級指導教室での指導・教育、巡回相談などを実施してい ます。

- ○子どもの放課後等での支援として、市内では放課後等デイサービスや日中一時支援事業が実施されています。また、放課後児童クラブにおいては、支援を要する子どもの受入れも実施しています。
- ○医療技術の進歩等を背景とした医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)の増加、 発達障がい*とされる児童の増加など、近年の障がい児を取り巻く環境においては、 個々の障がいの特性に対応することの重要性が高まっています。各種福祉サービスの 提供現場においても、こうした特別な対応を要する障がいのある子どもにとって、より 利用しやすいサービス体制が求められています。加えて、障がいのある子どもと障が いのない子どもがともに学び成長するなど、地域におけるインクルージョンを推進し ていくことが求められています。
- ○障がいのある子どもが将来にわたって安心して日常生活を過ごすためには、乳幼児期、 就学期、成人期などの各々のライフステージに応じて、それぞれの特性に応じた適切 な支援が受けられる環境が求められます。





施策の方向

- ○障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報 共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援 が行える体制の充実を図ります。
- ○障がいのある子どもを対象とした、福祉サービス提供事業所の専門性の向上やサービス提供範囲の拡大の促進、保健・医療・福祉その他の各関連分野における支援機関の連携促進等を通じて、発達障がい*、医療的ケア児、重症心身障がい児など、多様な障がいに対応できる福祉サービス提供環境の充実に取り組みます。

事業

本施策では、大きく「地域全体で困りごとを支えるための取組」、「充実した福祉サービスを提供するための取組」の2つに取り組みます。これらはいずれも、行政や公的機関が主体となって、個人や地域だけでは解決が難しい問題に対応する取組として位置付けています。

地域のは玄田ロゴト	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実			
地域全体で困りごとを支えるための取組	(2)一人ひとりのニーズに応じた教育の推進			
を又えるための採組	(3) 学校における福祉教育の充実			
充実した福祉サービ				
スを提供するための	(4)発達障がい*、医療的ケア児など障がいに応じた細やかな支援			
取組				

地域全体で困りごとを支えるための取組

この取組では、障がいのある子どもが、乳幼児期、就学期、成人期などのライフステージに応じて適切な支援を受けながら療育・保育・教育を受けられるように、地域の保健・医療・福祉・教育機関等が連携してそのサポートを図ります。

- (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実
 - ① 障がいの早期発見・早期支援

乳幼児期の健康診査や相談事業等で把握した、発達に心配のある子どもの相談に対しては、「子育て相談」、「すこやか相談」、「親子はぐくみクラス」などを通じて、公認心理師や保健師等の専門職が、発達過程や疾病等に関する正しい知識を提供して発達特性に応じた指導や助言を行います。また、発達の遅れや障がいが疑われる場合には、関係機関と保護者間で合意形成を図り、早期に適切な療育が受けられるよう努めます。



さらに、保育所・幼稚園等においても発達の遅れや障がいの早期発見に努め、必要に応じて相談機関と連携します。

② 保育所・幼稚園等の受入体制の整備

障がいのある子どもが安心して集団生活ができるよう、保育所・幼稚園等における受 入の支援に努めるとともに、就学に向けた生活相談等、必要な支援を行います。

③ 児童発達支援の提供体制の充実

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において、障がいのある子どもの療育 を行うとともに、提供体制の充実に努めます。

④ 保育所等訪問支援の充実

保育所や幼稚園、小学校などに通園・通学している障がいのある児童が、通園・通学先で集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員を利用先に訪問させることで、安心して通えるよう支援します。

⑤ 発達障がい*児(者)への支援

福祉・教育・産業等の関係部局における情報の共有や連携体制を強化し、発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援のための取組を一層推進していくとともに、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した、総合的かつ継続的な支援に努めます。

こうしたことから、市内の保育園に通園する子どもに対して、子どもの状況を早期に把握し、早期支援につながるよう発達の専門家による保育士へのアドバイスを行うスーパーバイズ事業を実施していきます。



(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

① 教育の充実

障がいのある子どもに対する合理的配慮*等の指導や支援については、子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者及び学校と本人・保護者間で合意 形成を図り、充実させていくよう努めます。

また、合理的配慮*を含む必要な支援を受けながら、可能な限り障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に教育を受けることを追求するとともに、教育的ニーズに応えた指導を提供できるよう、小中学校における指導・支援体制(特別支援学級・通級による指導、通常の学級)の充実を図ります。

さらに、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、就学前から小中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めます。

② 就学相談・教育相談の実施

教育支援委員会を組織し、保護者の意向を十分に聴取する機会を設けるとともに、学校や地域の関係機関と連携しながら適切な就学指導とフォローアップに努めます。

③ 教育環境の整備

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材や支援機器の充実に努めます。 また、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー*化を 推進します。

④ 教職員の研修

特別支援教育*コーディネーター研修会や甲府市特別支援教育*研究会等による、研修、研究、実践の取組を実施し、障がいや障がいのある児童生徒に対する小中学校教職員の理解と認識を深めます。

⑤ 特別支援教育*コーディネーターの指名

特別支援教育*コーディネーターを指名し、特別支援教育*コーディネーターを中心に 校内委員会を定期的に開催し、特別な支援が必要な児童生徒の実態把握や支援方法等 の検討を行います。



⑥ 放課後等の支援の実施

居場所づくりや健全育成の観点から、放課後等デイサービスや日中一時支援などの、 日中の支援が必要な障がいのある子どもを対象とした福祉サービスの充実に努めます。

放課後児童クラブで受け入れた障がいのある子どもについては、保護者をはじめ、学校及びその他の関係機関と連携を図り、健全な育成のためのきめ細やかな支援に努めます。

(3) 学校における福祉教育の充実

① 教育の現場を通した障がい者理解の促進・意識啓発

小中学校の「総合的な学習の時間」などの中で、障がいや障がいのある人について正 しい理解や思いやりのある心を育み、多様な個性や価値観、人権等を互いに認め合い、 相互理解を促進するよう努めます。

特に、学校や日常生活の中で、精神障がい*や知的障がい*など障がいのある子どもが差別されたり孤立したりすることのないよう、意識啓発に努めます。

② 相談支援ファイルの活用

乳幼児期から成人期まで一貫した支援に役立てるため、本人や保護者、関係者をつなぐ相談支援ファイルの作成及びその活用を促します。

③ 交流及び共同学習の充実

心豊かで思いやりのある人間を育てるために、小中学校と特別支援学校との交流及び 共同学習を推進し、互いに同じ社会を構成する一員であるという意識を育むよう努めま す。

④ 福祉ボランティア*活動実践校への助成

甲府市社会福祉協議会において、福祉ボランティア*活動実践校として指定した市立 小・中学校並びに高等学校に助成し、特色のある福祉教育の推進に努めるとともに、事 例発表会と活動集により、各学校のボランティア*活動の内容を紹介します。



充実した福祉サービスを提供するための取組

この取組では、障がいのある子どもが、様々な特性に応じて適切な福祉サービスを利用できるよう、サービス内容の充実を図ります。

(4) 発達障がい*、医療的ケア児など障がいに応じた細やかな支援

① 児童発達支援センターや保健・医療・福祉等関係機関の連携強化

障がい児支援の中核的な施設として、市内には2箇所の「児童発達支援センター」があります。同施設とともに保健・医療・福祉・教育機関、その他の各関連分野における支援機関との情報共有・連携体制づくりを進めます。このことを通じて、医療的ケアの必要な子ども、発達障がい*のある子どもなど、子どもの様々な特性に応じたきめ細やかな支援の提供に努めます。

また、山梨県歯科医師会山梨口腔保健センターで、心身障がい児(者)に対しての歯科診療や相談指導を実施し、歯科保健の充実を図ります。

- ② 医療的ケア児・重症心身障がい児など専門的な支援に対応できる事業所等への働きかけ 医療的ケア児・重症心身障がい児など、専門的な支援が必要な子どもに対応した福祉 サービスを提供できる事業所への働きかけや、そのサービス内容の拡充、専門的人材の 育成等を県とともに取り組みます。
- ③ 障がいの特性ごとの実情を踏まえた支援体制の確保

令和3(2021)年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となった支援を推進します。

重症心身障がい児、医療的ケア児などの支援を必要とする子どもが、保育・教育の段階ごとにどのくらいいるかを把握し、山梨県の医療的ケア児支援センターと連携して子ども一人ひとりが必要する支援につなげていきます。

また、医療的ケア児を支援するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を構築するための協議の場を設置し、関連機関との調整行う医療的ケア児コーディネーターを配置し、引き続き日常生活を営むために医療を要する障がいのある子どもが、地域で安心して生活が送れるように支援していきます。



計画目標2 地域で互いに理解し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進する

施策3 互いに理解し支え合える環境づくりの推進

現状と課題

- ○本市では「地域共生社会」の実現に向けて、地域のふれあいや交流促進に努めるとともに、基幹相談支援センター「りんく」を開設するなど、誰もが気軽に相談できる環境づくりを推進してきました。また、市ホームページや広報誌等による情報発信、「障害者週間*」や「人権週間*」を契機とした啓発活動などにより、障がいの理解の促進に努めているところです。
- ○アンケートやヒアリングからは、地域における関係性が築けていない人がいることや、 障がいに対する理解促進が十分でないとの結果が推察され、障がいのある人とない 人との交流や相互理解は必ずしも十分ではないことが示唆されています。障がいのあ る人もない人も、一緒に暮らしているという「地域共生社会」の意識を醸成することは、 一朝一夕にできることではなく、今後も継続的に取り組んでいくことが求められてい ます。
- ○令和3(2021)年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6(2024)年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮*の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。事業者においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮*の取り入れについて、理解を深めるとともに実践していくことが必要です。
- ○障がい福祉課に「障害者差別地域相談員」を配置し、障がい者差別に関する相談に対応します。



施策の方向

- ○市民全体に向けた幅広い啓発や交流促進等の事業を継続し、障がいのある人もない 人も共に生きていくという「ソーシャル・インクルージョン*」、「地域共生社会」の意識の 醸成に努め、障がいのある人にとっての生活上の不安が少しでも解消され、安心して 暮らせる環境づくりを進めます。
- ○障がい者団体、ボランティア*、NPO*等との連携や、その活動支援等を通じて、障がいのある人がいきいきとした地域生活を送れる環境づくりを推進します。
- ○民間企業等への普及啓発、相談体制の整備など障がいの特性に応じた合理的配慮*の 提供を推進します。

事業

本施策は、「相互理解と支え合いの促進のための取組」を進めるものです。地域住民が、 互いに助け合うことで困難を解決していく環境づくりのための取組として位置付けていま す。

	(1) 障がい者差別解消のための広報・啓発
	(2) 交流・ふれあいの場の充実
相互理解と支え合い	(3) 障がい者団体等の活動支援
の促進のための取組	(4) 成年後見制度*の利用等による権利擁護*の推進
の方に大量の方でのカッカス小田	(5) 障がい者虐待防止への取組の推進
	(6) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
	(7)障がいの特性に応じた合理的配慮*の提供の推進



相互理解と支え合いの促進のための取組

この取組では、アンケート調査で「地域における関係性が築けない」などの意見に基づき、市民への働きかけを通じて、障がいのある人もない人も、相互に理解し、支え合いながら生きていける環境づくりの実現を推進します。

(1) 障がい者差別解消のための広報・啓発

「広報こうふ」や本市ホームページ等の各種媒体による広報・イベントなどでの市民や 事業所への啓発活動を通じて、「地域共生社会」を目指そうという意識の醸成と、障がい のある人に対する「差別の解消」の取組を推進します。

また、関係機関や障がい者団体等の活動、「障害者週間*」等での事業所の展示会などの機会の活用を通じ、より幅広い機会で広報・啓発が進むよう努めます。

(2) 交流・ふれあいの場の充実

① 市民交流の促進

障がいのある人とない人が交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や地域住 民、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援します。

② ふれあい福祉体験

甲府市社会福祉協議会にて、福祉に関するボランティア*活動の紹介や、車椅子・アイマスク・高齢者擬似セット等による体験学習支援を行い、心のバリアフリー*化を進めます。

③ 聴覚障がいへの理解促進(山梨県手話言語条例による山梨県との連携・手話講座の実施) 聴覚障がいのある人とのコミュニケーション手段としての手話言語を学ぶ講座を開き、 聴覚障がいのある人への理解を促進するとともに、聴覚障がいのある人が社会参加しや すい環境づくりを進めます。

また、令和5(2023)年3月に「山梨県手話言語条例」が施行されました。今後も山梨県と連携し、引き続き聴覚障がいがある人への理解促進を進めていきます。



④ 甲府市障害者センターの機能強化

指定管理者として甲府市社会福祉事業団が運営している「甲府市障害者センター」に おいて、障がいのある人やその家族への身近な相談や福祉サービスの提供、ボランティ ア*活動の支援等を行うとともに、地域の人々と交流する場の確保を図ります。

また、令和3(2021)年 4 月からは、甲府市社会福祉事業団が救護施設「光風寮」の管理運営を甲府市から引き継いだことから、更なる、救護施設との連携による事業展開を図り、障がいのある人の社会参加や、障がいのある人とない人の交流拠点としてより積極的に活用されるように、「甲府市障害者センター」の機能強化を図ります。

(3) 障がい者団体等への活動支援

障がいのある人やその家族・支援者等の相互交流、人権啓発、福祉情報の周知等に取り組むことを推進するために、活動を行う障がい者団体等に対する助成を行い、その活動を支援します。

(4) 成年後見制度*の利用等による権利擁護*の推進

「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関である甲府市社会福祉協議会と連携を図りながら、判断能力が十分でない人が、預貯金や不動産などの財産管理や福祉サービスの契約などの身上保護に関する支援を受けることができる、成年後見制度*の利用支援を推進します。また、適正に後見業務を行うことのできる法人の確保や体制整備に努めます。

(5) 障がい者虐待防止への取組の推進

障がい者虐待の防止や早期発見に向け、市民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、甲府市障害者虐待防止センター(障がい福祉課)では、業務の中で虐待の疑いを把握した場合や市民等から通報があった場合には迅速に対応します。

また、各障害福祉サービス事業所においては、虐待防止委員会の設置や職員研修などの虐待防止の取組を徹底するよう指導を行っていきます。



66

(6) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」を行います。また、窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会を増やすように努めるとともに、行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。

具体的には、甲府市ホームページ、声の広報、声の議会だより、携帯電話による甲府市 防災防犯メールマガジン、公文書等の音声コード化等、障がいがあっても受け取れるよう に各種媒体を通じた情報提供を進め、行政情報のバリアフリー*化に努めます。

(7) 障がいの特性に応じた合理的配慮*の提供の推進

令和6(2024)年4月に「障害者差別解消法」が改正されることにより事業者全てに合理的配慮*の提供が義務化されます。「合理的配慮*」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況によりますが、事業者は、主な障害特性や合理的配慮*の具体例などを予め確認したうえで、対応することが求められます。このことを受け、国や県などと連携する中で事業者に対する周知・啓発を行っていきます。



施策4

地域におけるセーフティネット活用の推進

現状と課題

- ○本市では、障がいの有無やその特性にかかわらず、市民の地域生活における最低限の暮らしを守るために、ユニバーサルデザイン*の推進などによる生活環境の整備や、休日や夜間における救急医療体制の確保、災害時の配慮などを行っています。障がいのある人が地域において安心して快適な生活を送るためには、その基盤となる生活環境において、こうしたセーフティネットが手厚いものであることが重要です。
- ○アンケート等によれば、日々の日常生活及び将来の生活において障がいのある人やその家族の抱える不安は少なくありません。特に、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が5類感染症へ移行した後の対応などを背景に、災害や感染症拡大等の有事において、障がいのある人をはじめとした配慮が必要な人に対する適切な支援が求められています。

施策の方向

○障がいのある人が置かれる状況を把握し、医療体制、生活環境の整備、地域生活支援 拠点の推進、災害時支援などのセーフティネット構築を行う中で、適切な配慮を行いな がら進めます。

事業

本施策は、「誰もが安心して生きていける地域づくりのための取組」を進めるものです。 これは、地域に住む人同士が助け合う「地域共生社会」を下支えするための取組として位置 付けています。

	(1) 医療体制の充実
誰もが安心して生き	(2) 障がいがあっても暮らしやすい生活環境の整備
ていける地域づくり	(3) 地域生活支援拠点の運営
のための取組	(4) 災害時における要配慮者*の支援
	(5) 災害や感染症拡大等に伴う課題の把握と解消に向けた取組



誰もが安心して生きていける地域づくりのための取組

この取組では、障がいのある人もない人も、またその生活環境にかかわらず、誰もが安心して生きていける地域づくりによって、「地域共生社会」を下支えすることを目指します。

(1) 医療体制の充実

休日や夜間における救急医療体制の整備により、急病患者に対する医療を確保するとともに、地域の医療機関との連携を一層推進し、地域住民が安心して生活できる医療提供体制の構築に努めます。

① 救急医療体制の充実

平日及び休日の夜間における救急医療、歯科に関わる緊急診療を確保するために、初期救急医療センター、甲府市歯科救急センターの運営を支援するとともに、休日の日中における医療体制確保のために、開業医による在宅当番医制を甲府市医師会への委託によって実施します。

また、休日及び夜間の小児の急な病気に対応するため、小児初期救急医療センターの運営支援のほか、甲府市薬剤師会による救急調剤薬局の運営支援を行います。

これらの救急医療体制により、子どもからお年寄りまでの救急患者に対する医療の充 実を図ります。

さらに、こうした緊急医療体制が十分に機能を果たせるよう、マンパワーや連絡体制 等に課題がないかを定期的に確認し、必要に応じてその改善に努めます。

② 地域包括ケアシステムの推進

高齢社会への加速度的な進展は、医療需要や疾病構造等に対し直接的かつ恒常的に 影響を与えるとともに、医療の提供体制等における質的・量的転換及び地域実情に即し た医療提供を求めています。この中でも、市民が安心して自分らしい生活を継続できる よう、市立甲府病院は、地域医療を支える中核病院として、急性期及び専門医療の提供 と地域医療機関との病診連携*や機能分担の強化促進、在宅復帰後の患者支援機能等も 見据えた、切れ目のない医療支援体制等の推進等を図りながら、引き続き、地域包括ケアシステムの深化に努めます。



③ 救急時における医療情報の提供

障がいのある人などに対し、一定の条件により「救急あんしん情報セット」を配付し、本人の持病など、医療情報の一元管理を促すことにより、自宅での急病や緊急時等に救急隊員等へ医療情報を的確に伝え、適切で迅速な処置につなげます。

また、地域ふれあい台帳登録者には急病や緊急時に対応できるよう、かかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記載する「ふれあい連絡カード」の配付を行います。

(2) 障がいがあっても暮らしやすい生活環境の整備

障がいのある人もない人も快適、安全、安心した暮らしができるように、ユニバーサルデザイン*をはじめ、生活環境における様々な障壁を取り除き、安心できる環境づくりを推進します。

① ユニバーサルデザイン*の推進

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、全ての 人が快適に安全で安心して暮らすことができるよう、「甲府市ユニバーサルデザイン*ガ イドライン」に基づき、ユニバーサルデザイン*を推進します。

② 住宅セーフティネット制度の活用

住宅確保要配慮者*(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、外国人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)が民間賃貸住宅への入居が円滑に行えるよう、山梨県居住支援協議会に参画する中で、関係団体と連携し、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット制度の活用を促進します。

③ ヘルプカード・ヘルプマークの活用

障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときに支援を求めるためのヘルプカード、また、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病*の方など、配慮を必要とすることが外見からはわかりにくい方のためのヘルプマークを作成・配付をするとともに、「広報こうふ」や市ホームページなどにより周知を図ります。

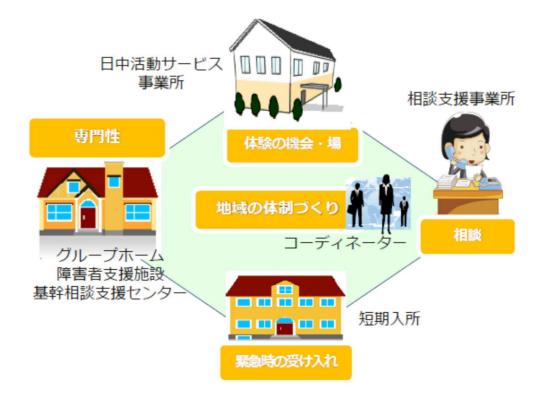


(3) 地域生活支援拠点の運営

地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域で生活するためには必要不可欠な機能で、地域での居住支援のための相談、緊急時の受入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を備えたものです。本市では令和元(2019)年度より、障害者センターに地域生活支援拠点「らいぶ」を開設、地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、面的な体制(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制)により取り組んでいます。

また、適切な運営体制を構築していくため、甲府市地域自立支援協議会に対応実績や事例などを報告し、委員からの意見を聴取しながら運営していきます。

地域生活支援拠点のイメージ(厚生労働省資料より)





(4) 災害時における要配慮者*の支援

地震などの自然災害や火災が発生した場合には、高齢者や障がいのある人等の要配慮者*が大きな被害を受けやすいことから、必要な情報提供できるよう、様々な媒体を活用した迅速な情報提供や、災害時における福祉避難所*の整備を進めます。

① 避難行動要支援者の支援

災害の発生に備え、災害時に自力避難が困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある 人などの避難行動要支援者名簿を毎年更新し作成を行い、本人の同意を得た同意者名 簿を、平常時から災害時に必要となる情報として、消防、警察、民生委員・児童委員、甲府 市社会福祉協議会、各自主防災組織*等へ提供し、災害時に活用できるよう整備します。

また、「避難行動要支援者個別計画」の作成を地域による状況を鑑みながら進めていきます。

② 避難のための情報伝達

災害時において、円滑かつ安全に避難できるよう、緊急安全確保や避難指示*の発令に先だって高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する人に早めの避難を促すとともに、避難情報の迅速・的確な伝達に努めます。

また、緊急の避難情報が着実に伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政用無線による情報伝達に加え、テレビや携帯端末等を活用するなど、複数の情報伝達手段を有機的に組み合せます。

③ 避難先での支援

高齢者、障がいのある人、妊産婦等の一般的な避難生活に支障を来す人に配慮するため、指定避難所に福祉避難室の設置をします。地域の研修会や防災リーダーの研修会の中で、高齢者や障害のある人への配慮についての理解を深めてもらう取組を行います。

また、介護施設等の福祉避難所*(二次的な避難施設)の指定や整備、福祉避難所*での介護・医療的ケアなどの支援が円滑に実施できるよう連携を図ります。



④ 災害時における要配慮者*施設の避難確保計画作成支援

施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における、要配慮者*施設の避難確保計画の作成支援を行う中で、計画策定をしていない事業所に対し、策定を促してまいります。

⑤ 福祉サービスの業務継続力の向上

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、福祉施設・ 医療機関等との連携を図ります。

(5) 災害や感染症拡大等に伴う課題の把握と解消に向けた取組

災害避難時における障がい者対応や支援の体制、新型コロナなど感染症対策として特に障がいのある人に求められる配慮など、障がいのある人やその家族、またサービス事業所にとって重要な情報を集約し、その情報提供を通じて日常生活や緊急時における不安解消に努めます。

また、災害や感染症拡大等による社会不安などから、福祉サービスの利用や日常生活が困難になる可能性と、その具体的な課題や対策等について、医療・福祉等の関係機関での情報共有を強化し、甲府市地域自立支援協議会等を通じた共通ガイドラインの運用など、その対策の実施を適切に行います。





計画目標3 社会参加や就労支援の充実により、自立した生活を支援する

施策5 障がいのある人の自立した生活の支援

現状と課題

- ○「地域共生社会」の実現に向けて、その意思と能力のある人が自立した生活を送れるよう支援することは重要であり、本市でも各種の社会参加や就労支援の取組を進めてきました。こうした中で就労支援については、公共職業安定所や山梨障害者職業センター、すみよし障がい者就業・生活支援センターなど各機関と連携した相談を行っています。
- ○障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率*の段階的引き上げ(令和6(2024)年4月、令和8(2026)年7月)や短時間労働の重度障がい者等が新たに法定雇用率*の対象範囲となるなどの拡充が図られます。就労する障がいのある人の増加が見込まれますが、それに伴い、就職後の支援が不足していくことも見込まれます。
- ○行政、民間も、ともに障害のある人の雇用を維持・促進するため、就労に関する情報の 提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、 更なる就労の場の確保を図ることが求められています。加えて、就職の意向確認から 就労後のフォローまで、就労を支援するシステムを構築し、就労に向けた支援を行うこ とも求められています。
- ○アンケートやヒアリング結果からは、働きたいと思う人が、自らが望む形で働ける機会や選択肢が少ないという実情がみられます。そのため、障害のある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援が求められています。
- ○情報を自ら得ることが難しい人も、障がいのない人と同様に必要な情報を手に入れる ことができるように、障がいの特性に配慮した分かりやすい情報発信やデジタル技術 を活用した情報提供の充実やコミュニケーション支援をしていく必要があります。
- ○「アクセシビリティ」とは、「施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと」 とされています(障害者基本計画(第5次))。情報アクセシビリティ*の向上は、本計画 の各分野で横断的視点として位置付けられるものであり、各施策を通じて重要なポイントとなります。



施策の方向

- ○障がいのある人のうち、自立して地域生活を送る意志と能力のある人がどの程度希望 に沿った生活を送ることができているのか、特に、就労先や居住先の確保といった重 要な点でどのような問題が生じているか等、現状と課題の把握に努め、その解決に取 り組みます。
- ○障がいのある人に向けては、児童期からいつ・どのような形で社会参加・就労のため の準備を行えばよいかの道筋を示すとともに、そのための力を養えるよう、職業能力 の開発や職場実習といった支援を行います。
- ○障がいのある人を雇用する事業者側に対しても、山梨労働局や山梨県などの関係機関と連携しながら、発達障がい*や高次脳機能障がい*など、多様な障がいの特性に対する理解促進や、その支援の社会的意義、得られる支援制度などの周知等に取り組みます。
- ○市民の様々な社会活動においては、障がいのある人を受け入れたり、障がいのある人とない人の交流につながる機会をつくることを促進したりすることで、障がいのある人が積極的に社会活動を行える環境づくりを推進します。
- ○「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨を踏まえ、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、 意思疎通支援を担う人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。 また、市公式 Web サイトのアクセシビリティの確保・維持に努めます。さらに、読書バリアフリー*法に基づき、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。



事業

本施策は、障がいのある人が、自分の意志と能力によって、できる限り自立した生活を送れる状況をつくるための取組として位置付けています。

	(1) 児童期から成人期までの社会参加に向けての支援
	(2) 関係機関等と連携した就労支援
自立した生活を促す	(3) 企業に対する啓発・働きかけ
ための取組	(4) 障がいのある人の働く力の向上
	(5) 多様な就業機会の確保
	(6)積極的に社会参加できる環境づくり

自立した生活を促すための取組

この取組では、障がいのある人の就労や社会参加のための困りごとの解決、必要な訓練、関係各所への働きかけ・連携等を通じて、その自立した生活支援を推進します。

(1) 児童期から成人期までの社会参加に向けての支援

ライフステージに応じた支援体制の充実に引き続き努めます。障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等を提供する中で、児童期から成人期までにおいて、社会参加のための課題、各時期で本人が準備すべきこと、地域として必要な支援などを整理し、継続した相談支援に取り組みます。また、社会参加のための情報を教育機関、特別支援学校、施設・病院等と共有しながら、それぞれの時期において社会参加への準備や活動ができるよう促します。

(2) 関係機関等と連携した就労支援

福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、公共職業安定所や山梨障害者職業センター、就労移行支援事業所等の関係機関との連携の緊密化を図ります。

また、ワークプラザ甲府において、甲府公共職業安定所相談員が求職者の状況に応じた職業相談及び職業紹介を行います。

さらに、山梨労働局等や山梨県との連携を通じて、国等の各種助成制度の周知・広報 に努め、障がいのある人を雇用する事業主の利用を促進します。



(3) 企業に対する啓発・働きかけ

障がい者雇用の理念、その推進において企業側に求められること、各種補助制度の趣旨や仕組み、発達障がい*や高次脳機能障がい*など多様な障がいの特性などへの理解を促すために、関係機関と連携し、説明会や資料提供などを通じて、一般就労や就労定着につなげます。

(4) 障がいのある人の働く力の向上

障がいのある人が、その意志と能力に応じて就労できるように、就労移行支援等のサービスを提供し、働く力の向上を図ります。職業能力の開発や職場実習など、一般就労に向けたステップアップの機会の確保に努めます。

また、障がい者の多様な就労ニーズに対しては、新しく始まる「就労選択支援」のサービスにより、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援していきます。

加えて、就労移行支援等を経て一般就労した人が、就労定着支援などのサービスの活用や、新しく始まる一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用制度により、職場に定着できるように取り組みます。

(5) 多様な就業機会の確保

① 日中活動事業所の運営基盤強化への支援

障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画をつくり、毎年実績を公表します。また、障害者就労施設等の提供する物品等の優先購入(調達)を通じて、日中活動事業所における工賃水準の向上に取り組みます。

また、本市庁舎内において福祉施設の製品展示や販売を行うことにより、販路拡大や活動の活性化、工賃向上につなげます。

② 公的機関による障がいのある人の雇用等

障がいの内容に応じた業務開拓を行う中で、個人が持つ業務能力や知識等が十分に 発揮できることに配慮しながら、本市及び本市の関係機関における障がいのある人の雇 用の促進と継続的な雇用を図ります。



(6) 積極的に社会参加できる環境づくり

① 移動支援の充実

障害者総合支援法において、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、同行援護、 地域生活支援事業*として移動支援事業などが位置付けられており、利用者や事業所の 意向を踏まえ、事業の充実を図ります。

また、道路運送法に基づく福祉有償運送の実施のため、福祉有償運送運営協議会と連携し、障がいのある人などの移動手段の充実を図ります。

さらに、障がいのある人の外出支援を行うため、自動車運転免許取得費、自動車改造費、重 度心身障がい者のタクシー料金助成、介助用自動車購入費等の助成を実施します。

② 居住先確保支援(居住サポート)

障がいのある人が、保証人がいない等の理由により、一般住宅等への入居が困難な場合に入居に必要な支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

また、自立した生活のための居住先確保について、他の関連する福祉サービスの一環としてもサポートを行います。地域移行支援においては、居住先の確保に取り組むほか、住宅セーフティネット制度など、関連する福祉サービスと連携しながら、必要なタイミングで居住先が確保できるよう努めます。

加えて、居住先の確保を地域全体として支援できるよう、地域内の様々な福祉事業主体や相談支援専門員*等とも連携しながら支援できる体制づくりにも取り組みます。

③ スポーツ・レクリエーション振興支援

障がいのある人が、スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民 と一体となった振興を図ります。

④ 文化・芸術活動への支援

障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品を展示する 場の確保に努め、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に取り組みます。



⑤ 農福連携の支援

山梨県において、「山梨県農福連携センター」が中心に行っている農福連携事業に協力 し、農福連携を支援していきます。

⑥ 読書バリアフリー*の推進

市立図書館では、障がいのある人に対応した支援を行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備に関する法律(通称「読書バリアフリー*法」)に基づき、障がいのある人の読書環境の整備に向けた、支援の充実に努めます。

⑦ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成するための研修を山梨県と合同で実施し、意思疎通に支援が必要な人が自立した日常、社会生活を営めるように支援します。

⑧ 身体障害者補助犬法の普及・啓発

身体障がい*のある人が公共施設やホテル・デパート等の不特定多数の人が訪れる民間施設を利用する場合に、身体障がい*者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の同伴が拒まれないよう、普及や啓発に努めます。

⑨ 情報アクセシビリティ*の向上

「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害者による情報の取得に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報・サービス等の提供の促進や、障がいのある人が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティ*の向上を一層推進します。

⑩ 甲府市障害者団体連絡協議会

市内で活動している障がい者団体が、相互の情報交換や連携を図りネットワークを形成しています。

今後も、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、社会福祉及び地域福祉の向上を目指した活動を展開します。



■ライフステージに応じた支援体制の充実

ライフステージ 0歳 6歳 15歳 18歳 20歳 65歳 乳幼児期 就学期 成人期 高齢期 後期中等 教育期 保健・医療の ■障がいの早期発見・早期療育、健康の保持・増進 ■重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療*(精神通院医療) ■自立支援医療*(育成医療) ■自立支援医療*(更生医療) ■障がい児保育 ■特別支援教育* ■生活介護 (特別支援学校、 ■児童発達 ■自立訓練 介護保険事業、高齢者福祉事業 日中活動の支援 特別支援学級、 支援事業 ■就労支援事業 通級指導学級) ■地域活動支援センター ■放課後等デイサービス ライフステージに沿った支援 ■保育所等訪問支援事業 <在宅生活や社会参加に対する支援> ■居宅介護 ■短期入所 ■日常生活用具給付 ■移動支援など 住まいの支援 ■障害児入所支援など ■施設入所支援 ■グループホームなど ■特別児童扶養手当 ■障害年金 ■甲府市心身障害児童福祉手当 ■特別障害者手当 経済的支援 ■障害児福祉手当 ■特別支援教育*就学奨励費





福祉サービスの見込量、方向性の設定

1 基本的な考え方

(1)福祉サービスの提供体制の確保

- ○必要な訪問系サービスの確保に努めます。
- ○希望する障がいのある人への日中活動系サービスの確保に努めます。
- ○グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院からの地域生活への移行を促進します。
- ○福祉施設からの一般就労への移行等を促進します。

(2)相談支援の提供体制の確保

- ○適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。
- ○甲府市地域自立支援協議会により地域の関係機関相互の連携を図ります。
- ○基幹相談支援センターにより、障がいのある人の総合的な相談を行うほか、指定特定 相談支援事業者間等からの相談に応じ必要な助言、指導その他の援助を行います。

(3)地域生活支援事業*の実施

○国の定める必須事業のほか、本市の実情に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施します。

(4)障がい児通所支援の充実

- ○障がい児に対し、重層的な地域支援体制を構築するために必要な事業を推進します。 また、各事業において質の向上を図ります。
- ○医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を行います。
- ※この章では、各項目における各年度の実績の数値は、年度末の数値になります。年度末に数値が確定しない項目については、実績をもとにした推計値になります。



2 成果目標

国の基本指針に基づき、令和8(2026)年度を目標年度として、以下の成果目標を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和 4(2022)年度末時 点の入所者数(A)	220人	○令和4(2022)年度末の施設入所者数(A)
令和 8(2026)年度末時 点の入所者数(B)	206人	○令和8(2026)年度末の施設入所者数(B)
【目標値】	14人	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数(C)
地域生活移行者数(C)	6.4%	○地域移行の割合(C/A×100) 【国目標:6%以上】
【目標値】	14 人	○入所者数削減見込(D=A-B)
入所者数削減見込 (D)	6.4%	○削減割合(D/A×100) 【国目標:5%以上】

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい*のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。地域課題の共有と必要な取組を検討していきます。

(3-1)地域生活支援拠点等における機能の充実

障がいのある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、本市では 1 箇所設置しています。今後は甲府市地域自立支援協議会において、随時、運用状況を検証し、その機能の充実に取り組んでいきます。

(3-2)強度行動障害*を有する者への支援体制の充実

強度行動障害*のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関 が連携した支援体制の整備を進めていきます



(4-1)福祉施設から一般就労への移行等

事業	項目	数値	考え方
就労移行支援事業等	令和3(2021)年 度移行者数(a)	17人	○就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援)を通じて、令和 3(2021)年度に 一般就労に移行した者の数(a)
支援事業	【目標値】	23人	〇就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援)を通じて、令和8(2026)年度中
美 等 ———————————————————————————————————	令和8(2026)年 度移行者数(b)	1.35 (倍)	に一般就労に移行する者の数(b) 〇倍率(b)/(a) 【国目標:1.28 倍以上】
就	令和3(2021)年 度移行者数(c)	4人	〇就労移行支援を通じて、令和 3(2021)年度に一般 就労に移行した者の数(c)
就労移行支援	多【目標值】		○就労移行支援を通じて、令和 8(2026)年度中に一 般就労に移行する者の数(d)
援	令和8(2026)年 度移行者数(d)	1.50 (倍)	〇倍率(d)/(c) 【国目標:1.31 倍以上】
就労	令和3(2021)年 度移行者数(e)	4人	〇就労継続支援 A 型を通じて、令和 3(2021)年度に 一般就労に移行した者の数(e)
就労継続支援A型	【目標値】	6人	〇就労継続支援A型を通じて、令和 8(2026)年度中 に一般就労に移行する者の数(f)
A 型	令和8(2026)年 度移行者数(f)	1.50 (倍)	〇倍率(f)/(e) 【国目標:1.29 倍以上】
就	令和3(2021)年 度移行者数(g)	8人	〇就労継続支援 B 型を通じて、令和 3(2021)年度に 一般就労に移行した者の数(g)
就労継続支援B型	【目標値】	11人	〇就労継続支援 B 型を通じて、令和 8(2026)年度中に一般就労に移行する者の数(h)
B 型	令和8(2026)年 度移行者数(h)	1.38 (倍)	〇倍率(h)/(g) 【国目標:1.28 倍以上】



(4-2)就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

項目	数值	考え方
令和4(2022)年 度の就労移行支援 事業所数(a)	15 事業所	〇令和4(2022)年度における就労移行支援 事業所数(a)
【目標値】	8 事業所	〇令和8(2026)年度における就労移行支援 事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者
上記のうち一般就 労移行者が5割以 上の事業所の割合 (b)	53.3(%)	に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所数。(b) 〇一般就労移行者が5割以上の事業所の割合 (b)/(a) 【国目標5割以上】

(4-3)就労定着支援事業の利用者数

項目	数值	考え方
令和3(2021)年度の 就労定着支援事業の 利用者数(a)	16人	〇令和3(2021)年度における就労定着支援事業の利用者数(a)
【目標值】	23人	〇令和8(2026)年度における就労定着支援
令和8(2026)年度の 就労定着支援事業の 利用者数(b)	1.44 (倍)	事業の利用者数(b) 〇倍率 (b)/(a) 【国目標 1.41 倍以上】



(4-4)就労定着支援事業の事業所数

項目	数值	考え方
令和3(2021)年度	9事業所	〇令和3(2021)年度における就労定着支援事
事業所数(a)	プサ未川	業所数(a)
【目標値】	3事業所	〇令和8(2026)年度における就労定着支援
	J ず木 /川	事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業
上記のうち就労定着	33.30	所数(b)
率が7割以上の事業	(%)	〇就労定着7割以上の事業所の割合(b)/(a)
所数(b)	(/0 /	【国目標: 2.5 割以上】

(5-1)児童発達支援センターとの協働*及び地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

障がいのある子どもに対する支援を強化するために設定されている、児童発達支援の中心的な役割を果たす児童発達支援センター(2箇所)との協働*及び地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を図ります。

(5-2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保

本市では、令和3(2021)年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援 事業所を5箇所、同じく重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を5 箇所確保しています。今後もこれら事業所の活動を通じ、福祉サービス体制の充実に取り組みます。

(5-3)医療的ケア児支援のための関係機関との連携

本市では、医療的ケアが必要な障がいのある子どもを支援するため、保健・医療・福祉・保育・教育の関係機関が連携を図るための協議の場を甲府市地域自立支援協議会の専門部会に設置しております。今後は、医療的ケア児が抱える課題について関係機関と連携して取り組みます。



(6)相談支援体制の充実・強化等

本市では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するため、基幹相談支援センター「りんく」を設置しており、地域の事業所等からの相談に応じ、必要な支援を行うなど相談支援体制の強化を図っていきます。加えて、甲府市地域自立支援協議会において、個別の困難事例の検討を通じ、地域の社会資源の開発・改善等を行います。

(7)福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

職員の質の向上を図るため、福祉サービス等に係る各種研修を活用します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制を令和8(2026)年度末までに構築します。

また、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査結果を関係自治体と共有する体制を令和8(2026)年度末までに構築します。



3 福祉サービスのサービス見込量と確保策

本市で提供される福祉サービスの見込量と確保策について示します。利用者一人ひとりに必要とされるサービスが提供されることを基本としています。

(1)訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障害支援区分が1以上(児童は障害支援区分の有無にかかわらず対象)の方に、自宅で入浴・排泄・食事等の介助を行います。
重度訪問介護	障害支援区分が4以上であって、2肢以上の麻痺等の重度の障がいが あるなど、常に介護が必要な方に、自宅で身体介護や家事援助、外出 時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動・外出に著しい困難を有する方に同行し、 移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な 援助を行います。
行動援護	障害支援区分が3以上(児童は障害支援区分の有無にかかわらず対象)であって、知的又は精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6(児童は障害支援区分6相応)であって、意思疎通困難 や四肢麻痺で寝たきり(気管切開・人工呼吸器使用者又は最重度知的 障がい*者)など、常に介護が必要な方の中でも特にその介護の必要 性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障がい福祉サービスを包 括的に提供します。



① 訪問系サービスの見込量

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

サービス名	単位	進捗度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	利用者数	計画値	355	380	405	376	391	406	397	404	411
	/月	実績値	353	373	367	387	388	390			
	時間分	計画値	6,000	6,400	6,800	6,392	6,647	6,902	6,749	6,868	6,987
	时间闪	実績値	6,011	6,283	6,359	6,659	6,384	6,639			
	利用者数	計画値	20	20	20	18	19	20	21	22	23
重要計問企業	/月	実績値	19	16	15	16	19	20			
重度訪問介護	時間分	計画値	2,900	2,900	2,900	2,862	3,021	3,180	5,691	5,962	6,233
	时间闪	実績値	3,125	2,812	2,760	3,386	4,499	5,276			
	利用者数	計画値	54	56	58	51	52	53	52	52	52
同行採業	/月	実績値	57	52	48	51	51	51			
同行援護	時間分	計画値	770	800	830	612	624	636	572	572	572
		実績値	694	650	471	518	498	508			
	利用者数	計画値	21	21	21	21	23	25	32	34	36
行動援護		実績値	21	21	21	26	28	30			
1」到1友丧	時間分	計画値	645	645	645	546	598	650	800	850	900
		実績値	576	516	513	562	686	767			
	利用者数	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等	/月	実績値	0	0	0	0	0	0			
包括支援	時間分	計画値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	마기비기	実績値	0	0	0	0	0	0			
	イルローナン半ケー	計画値	450	477	504	466	485	504	502	512	522
	利用者数 /月	実績値	450	462	451	480	486	491			
【合計】	/ / 3	進捗率	100.0%	96.9%	89.5%	103.0%	100.2%	97.4%			
		計画値	10,315	10,745	11,175	10,412	10,890	11,368	13,812	14,252	14,692
	時間分	実績値	10,406	10,261	10,103	11,125	12,067	13,190			
		進捗率	100.9%	95.5%	90.4%	106.8%	110.8%	116.0%			

注:「人」は1か月当たりの実利用者数です。

「時間分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数です。例えば、5人の利用者が平均20時間のサービスの提供を受けた場合は「100時間分」となります。





【現状】

- ○訪問系サービスの実績は、令和2(2020)年度に新型コロナの影響により減少に転じました。しかし、令和3(2021)年度に再び増加に転じ、令和5(2023)年度まで維持・増加傾向で推移しています。
- ○ヘルパー不足の状況があり、各事業所における対応の能力のキャパシティが限られ、 利用ニーズに応えきれないケースもみられます。
- ○医療的ケア児対応など専門性の求められる状況も増えており、多様な障がいに対応で きる環境が必要となっています。

【 サービス見込量の考え方 】

平成 30(2018)年度からの利用実績より1人当たりの平均利用時間を求めるとともに、過去の伸び率や支給決定状況の推移、地域移行への対応、アンケート調査結果をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

- ○ヘルパー資格取得希望者への情報提供などヘルパー確保のための環境を維持します。
- ○事業所への説明会などで、サービス需要の情報提供に努め、多様な事業者の参入を促進します。
- ○医療的ケア児対応などヘルパーの能力向上に係る研修の開催や周知を進めます。





(2)日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	障害支援区分 3 以上(50 歳以上は障害支援区分 2 以上)で常に介護が必要な方に、施設で入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供等を行い、障がいのある人がいきいきとした生活を送れるよう支援します。
自立訓練 (機能訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で身体的リハビリテーション*の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がい*のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション*、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、また、特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業し、継続した通院により症状が安定している知的障がい*又は精神障がい*のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労移行支援	65 歳未満の就労等を希望する方に、一定期間における生産活動、求職活動や職場体験等の機会の提供、及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行い、一般就労への支援を行います。
就労継続支援 A型	サービス利用開始時に 65 歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に、就労への訓練等の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 B型	次の方を対象として、就労に必要な訓練や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 ア 就労経験がある方で、年齢や体力の面で企業等に雇用されることが困難となった方イ 就労移行支援や就労継続支援 A 型を利用した方で、企業等の雇用に結び付かなかった方 ウ ア、イに該当しない方で、50 歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、一般就労した 障がいのある方が、職場に定着できるよう支援を行います。施設の職員が就職した 事業所を訪問することで、障がいのある方や企業を支援します。
療養介護	障害者支援施設での受入れが困難な障害支援区分5以上の方で、高度な医療的ケアを必要とする方、強度行動障害*あるいは遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする方、又はこれに準じる状態の方を対象として、医療機関で機能訓練や療養上の管理・看護・介護を行います。
短期入所	障害支援区分 1 以上(児童は障害支援区分の有無にかかわらず対象)の方に、短期入所(宿泊を伴うものに限ります。)サービスを提供し、介護者の介護負担の軽減を図り、介護者の疾病時や不在時に対応できるよう支援します。



① 生活介護の見込量

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	470	480	490	489	498	507	519	530	541
人/月	実績値	471	477	480	487	496	508			
	進捗率	100.2%	99.4%	98.0%	99.6%	99.6%	100.2%			
	計画値	9,350	9,550	9,750	9,780	9,960	10,140	10,380	10,600	10,820
人日分	実績値	9,279	9,445	9,552	9,692	9,821	10,211			
	進捗率	99.2%	98.9%	98.0%	99.1%	98.6%	100.7%			

注:「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数です。 例えば、5人の利用者が平均20日サービスの提供を受けた場合は「100人日分」となります。



【現状】

- ○利用者数及び利用量は増加傾向にあり、おおむね計画どおりです。
- ○入浴介助や送迎など、重度障がいの方が利用できる事業所が限られているという課題があります。
- ○特別支援学校卒業生の日中活動の場としても機能しています。

【 サービス見込量の考え方 】

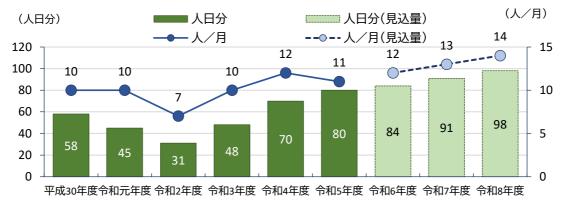
利用者数(計画値)については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの増加状況を勘案し、各年度 11 人/月を増加させることで利用者数(計画値)を算出しました。利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成 30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- ○重度障がいなど多様な障がいに対応できる事業所がどの程度あるかを把握し、その 適切な確保に努めます。
- ○病院や入所施設からの退院・退所者や特別支援学校卒業生の見込み数を把握し、受入 れが可能な状況になるよう事業所の確保に努めます。

② 自立訓練(機能訓練)の見込量 ※身体障がい*のある人が対象

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	5	5	5	8	9	10	12	13	14
人/月	実績値	10	10	7	10	12	11			
	進捗率	200.0%	200.0%	140.0%	125.0%	133.3%	110.0%			
	計画値	50	50	50	40	45	50	84	91	98
人日分	実績値	58	45	31	46	70	80			
	進捗率	116.0%	90.0%	62.0%	115.0%	155.6%	160.0%			



【現状】

○令和2(2020)年度は減少しましたが、利用者数が徐々に増えており、おおむね計画 どおりに推移しています。

【 サービス見込量の考え方 】

標準利用期間が1年6か月であるため、利用者の入れ替えがあると考えられます。利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、各年度 1 人/月増加とし、第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

利用量(計画値)については、令和5(2023)年度の1人当たりの平均利用日数×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- ○病院からの退院や特別支援学校の卒業などで利用するニーズの把握に努めます。
- ○リハビリ施設への併設など、市内においてサービス提供可能な事業所の充実を模索します。



③ 自立訓練(生活訓練)の見込量 ※知的障がい*、精神障がい*のある人が対象 ≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	40	40	40	68	74	80	54	55	56
人/月	実績値	50	52	62	60	53	53			
	進捗率	125.0%	130.0%	155.0%	88.2%	71.6%	66.3%			
	計画値	660	660	660	1,156	1,258	1,360	972	990	1,008
人日分	実績値	885	890	1,092	1,038	954	986			
	進捗率	134.1%	134.8%	165.5%	89.8%	75.8%	72.5%			



【現状】

○令和2(2020)年度までは利用量が計画値を上回る勢いで増加していたものの、令和 3(2021)年度以降は減少傾向に転じています。

【 サービス見込量の考え方 】

標準利用期間が2年間であるため、利用者の入れ替えがあり、利用者数(計画値)については、令和4(2022)、5(2023)年度の実績が減少傾向であるため、令和5年度実績に各年度1人/月増加させることで利用者数(計画値)を算出しました。

利用量(計画値)については、1人当たりの平均利用日数(平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- ○2年の有期サービスのため、明確な目標設定や適切なモニタリング評価による適切な サービス提供が図られるよう努めます。
- ○このために相談支援専門員*のサービス提供に対する理解促進も図っていきます。
- ○病院からの退院者や特別支援学校の卒業生の利用が見込まれますので、ケース会議 などで利用者の把握に努め、適切な支援につなげます。



④ 就労移行支援の見込量

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	57	60	62	36	39	42	46	51	56
人/月	実績値	38	36	32	31	36	41			
	進捗率	66.7%	60.0%	51.6%	86.1%	92.3%	97.6%			
	計画値	1,010	1,065	1,100	612	663	714	782	867	952
人日分	実績値	654	612	557	534	623	726			
	進捗率	64.8%	57.5%	50.6%	87.3%	94.0%	101.7%			



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

- ○令和3(2021)年度までは利用者は減少傾向にあったものの、令和 4(2022)年度以降は増加傾向に転じています。
- ○特別支援学校卒業生の進路先、ひきこもり支援として機能する側面も見られます。
- ○特別支援学校卒業生の新規利用は、毎年度 10 人程度です。

【 サービス見込量の考え方 】

国の指針により、令和8(2026)年度において就労移行支援から一般就労への移行者数が、令和3(2021)年度の移行実績の1.28 倍以上の設定になっています。また、特別支援学校卒業生の進路先としても確保する必要があります。第6期(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)については、利用実績が増加傾向に転じています。

利用者数(計画値)については、近年増加傾向のため令和5(2023)年度実績(ただし、3月から7月までの実績値)に5人/月を各年度に加算して算出しました。利用量(計画値)については、1人当たりの平均利用日数(平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値)

- ○関係機関と連携して2年の有期サービス終了後における就労先の確保を図るなど、支援サービスを受けることで就労につながりやすくなるよう努めます。
- ○引き続き特別支援学校卒業予定者及び家族等と適切なアセスメントを行い、本人の可能性を十分に引き出せるよう、支援に努めます。



⑤ 就労継続支援A型(雇用型)の見込量

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	60	65	70	139	155	171	136	139	142
人/月	実績値	96	104	123	126	128	133			
	進捗率	160.0%	160.0%	175.7%	90.6%	82.6%	77.8%			
	計画値	1,140	1,235	1,330	2,641	2,945	3,249	2,584	2,641	2,698
人日分	実績値	1,767	1,945	2,264	2,281	2,368	2,514			
	進捗率	155.0%	157.5%	170.2%	86.4%	80.4%	77.4%			



【現状】

- ○利用量は、平成30(2018)年度以降増加傾向にあります。
- ○B 型利用に比べてサービス提供事業所が限られている状況です。

【 サービス見込量の考え方 】

今後も障がい者の自立に向けて、利用者の増加が予想されます。利用者数(計画値)については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの増加状況を勘案し、令和5(2023)年度実績(ただし、3月から7月までの実績値)に各年度3人/月増加で利用者数(計画値)を算出しました。

利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成 30(2018)年度から 令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和 5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値)

【確保策】

○利用者数・利用量が増加傾向のため、事業所との連携強化を通じたサービス提供量の 確保や一般就労への移行に向けた支援に努めます。

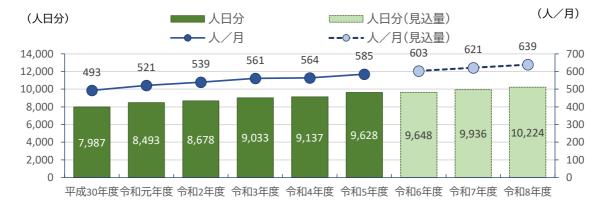
○利用者数の動向を事業者に伝えるなどして、A 型事業所の充実に努めます。



⑥ 就労継続支援B型(非雇用型)の見込量

≪1 か月当たりの利用者数·利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	460	490	520	547	560	573	603	621	639
人/月	実績値	493	521	539	561	564	585			
	進捗率	107.2%	106.3%	103.7%	102.6%	100.7%	102.1%			
	計画値	7,700	8,200	8,700	8,752	8,960	9,168	9,648	9,936	10,224
人日分	実績値	7,987	8,493	8,678	9,033	9,137	9,628			
	進捗率	103.7%	103.6%	99.7%	103.2%	102.0%	105.0%			



【現状】

- ○利用量は増加しており、おおむね計画どおりの数値となっています。
- ○サービス提供事業所の数や利用者の受入数が多く、キャパシティ上の大きな問題はないと思われます。
- ○事業所の受け皿も一定数ありますが、各障がい者の特性に対応できていない事業所 も見受けられます。

【 サービス見込量の考え方 】

利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数を加えて第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

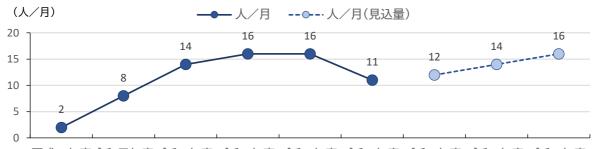
利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成 30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- ○事業所との連携強化を通じたサービス提供量の確保に努めます。
- ○事業所に対して障がい者利用についての理解を促し適切な環境で、適切な就労収入(工賃)が得られるなどの環境づくりに努めます。

⑦ 就労定着支援の見込量

≪1 か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	10	12	14	18	22	25	12	14	16
人/月	実績値	2	8	14	16	16	11			
	進捗率	20.0%	66.7%	100.0%	88.9%	72.7%	44.0%			



平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

○利用は徐々に進んでいます。

○就労した6か月後から開始するため、利用者との関係が途切れる懸念があります。

【 サービス見込量の考え方 】

令和5(2023)年度の実績が減少しているため、令和8(2026)年度に令和4(2022)年度実績の16人/月の水準まで回復するように、計画値を算出しました。

【確保策】

○利用者へ制度やそのメリットの周知を強化し、利用を促します。



⑧ 短期入所の見込量

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

短期入所(福祉型)

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	95	100	105	123	133	143	82	87	92
人/月	実績値	98	113	67	73	66	77			
	進捗率	103.2%	113.0%	63.8%	59.3%	49.6%	53.8%			
	計画値	740	780	820	861	931	1,001	656	696	736
人日分	実績値	745	727	499	527	563	615			
	進捗率	100.7%	93.2%	60.9%	61.2%	60.5%	61.4%			

短期入所(医療型)

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	13	14	15	16	17	18	11	13	15
人/月	実績値	13	14	9	8	8	9			
	進捗率	100.0%	100.0%	60.0%	50.0%	47.1%	50.0%			
	計画値	90	100	110	128	136	144	88	104	120
人日分	実績値	104	124	102	49	52	65			
	進捗率	115.6%	124.0%	92.7%	38.3%	38.2%	45.1%			

短期入所(合計)

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	108	114	120	139	150	161	93	100	107
人/月	実績値	111	127	76	81	74	86			
	進捗率	102.8%	111.4%	63.3%	58.3%	49.3%	53.4%			
	計画値	830	880	930	989	1,067	1,145	744	800	856
人日分	実績値	849	851	601	576	615	680			
	進捗率	102.3%	96.7%	64.6%	58.2%	57.6%	59.4%			

短期入所(福祉型)







短期入所(医療型)



短期入所(合計)



【現状】

- ○新型コロナ拡大により、令和2(2020)年度から利用者数、利用量ともに減少しました。
- ○令和3(2021)年度以降は、令和元(2019)年度の水準まで回復はしていないものの 再び増加傾向に転じています。
- ○支給決定日数に比べ利用人数が少ないのは、万が一に備えるためのものが多いためです。
- ○障がい者の高齢化・重度化のもと今後も利用ニーズは増えることが見込まれます。
- ○重症心身障がい児や医療的ケア児の受入れについては、高いニーズに比べて受入れ 可能な事業所が少ない状況です。
- ○障がい児が利用できる事業所が限られていることや重症心身障害や発達特性の強い 児童は利用を断られるケースも多い状況です。



【 サービス見込量の考え方 】

福祉型の利用者数(計画値)については、ニーズがあることから増加に転じると予想し、令和5(2023)年度の実績に各年度5人/月増加するとして利用者数(計画値)を算出しました。

医療型の利用者数(計画値)についてもニーズがあることから同様に増加に転じると 予想し、令和5(2023)年度の実績に各年度2人/月増加するとして利用者数(計画値) を算出しました。

利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成 30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

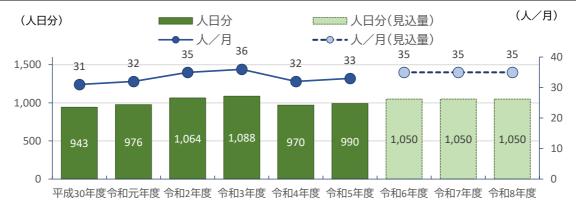
- ○計画相談専門員との連携を通じ、利用者に適切な事業所を案内できるよう努めます。
- ○重要性の高い場合に適切に利用してもらえるよう、障がい者やその家族への周知に努めます。
- ○今後の利用推計などの情報提供等を通じて、事業所の参入や、重症心身障がい児や医療的ケア児など受入れ可能な範囲を広げるよう働きかけます。



⑨ 療養介護の見込量

≪1 か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	35	35	35	35	35	35	35	35	35
人/月	実績値	31	32	35	36	32	33			
	進捗率	88.6%	91.4%	100.0%	102.9%	91.4%	94.3%			
	計画値	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
人日分	実績値	943	976	1,064	1,088	970	990			
	進捗率	89.8%	93.0%	101.3%	103.6%	92.4%	94.3%			



【現状】

○ほぼ横ばいで推移しています。

【 サービス見込量の考え方 】

ほぼ横ばいで推移していることから、令和5(2023)年度の計画値と同様としました。 利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成 30(2018)年度から 令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和 5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

【確保策】

○対象者への周知など適切な対応を図るとともに、必要な見込量の確保に努めます。



(3)居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	サービスの内容
	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいの
自立生活援助	ある方で、一人暮らしを希望する方の居宅を定期的に訪問し、
	必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	身体障がい*(65歳未満の者又は65歳に達する日の前日ま
	でに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用した
共同生活援助	ことがある者に限る。)、知的障がい*及び精神障がい*のある
(グループホーム)	人を対象に、地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者
	につき、主として夜間、共同生活を営むべき住居において相談
	その他の日常生活上の援助を行います。
	生活介護を受けている障害支援区分4(50歳以上の場合は区
	分 3)以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けて
	いる人で入所しながら訓練などを実施することが必要かつ効
施設入所支援	果的であると認められている人、又は地域の社会資源の状況
	やその他やむを得ない事情により、通所によって訓練などを受
	けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排泄、食事
	の介護などを行います。



① 自立生活援助の見込量

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	5	5	5	15	18	21	9	11	13
人/月	実績値	6	14	11	11	7	7			
	進捗率			220.0%	73.3%	38.9%	33.3%			



【現状】

- ○利用者数は伸び悩んでいる状況です。
- ○提供事業所が限られており、対応できる人材が計画相談と重なりがちな状況があります。
- ○地域での自立した生活に必要な支援です。

【 サービス見込量の考え方 】

標準利用期間が1年間であるため、利用者の入れ替えがあります。地域移行者へのサービス提供であることから、増加が予想されます。利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に各年度2人/月を増加して利用者数(計画値)を算出しました。

- ○相談支援事業所との連携を深め、地域で一人暮らしを始める方、病院や施設から地域 生活へ移行する方などへの適切な利用を促します。
- ○「計画相談支援」で対応している内容の一部を本サービスで受けることで利用量を確保し、サービス提供の負担の分散化にもつなげます。



② 共同生活援助(グループホーム)の見込量

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	140	150	160	152	160	168	217	230	243
人/月	実績値	138	139	147	171	190	204			
	進捗率	98.6%	92.7%	91.9%	112.5%	118.8%	121.4%			



【現状】

- ○利用量は緩やかに増加を続けています。
- ○病院や施設から地域生活へ移行する際の重要なサービスとして機能しています。
- ○現状では、24 時間体制で重度障がい者に対する日中サービス支援型の利用ニーズに 対応しきれていません。

【 サービス見込量の考え方 】

令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増減の平均人数を加えて第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

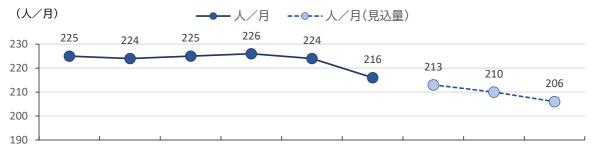
- ○地域移行を推進する重要なサービスであり、特別支援学校卒業後の自立に向けた利用 など将来の利用希望者の把握に努めながら、事業所との連絡調整を図り、利用希望に 応じられるよう努めます。
- ○事業所の体制整備を図り、受入のキャパシティの向上に努めます。



③ 施設入所支援の見込量

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

	年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	220	218	217	223	222	220	213	210	206
人/月	実績値	225	224	225	226	224	216			
	目標未達成人数	5	6	7	3	2	△ 4			



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

○利用者は減少傾向にあります。

【 サービス見込量の考え方 】

令和8(2026)年度末の入所者の成果目標値(施設入所者の地域移行、及び施設入所者の削減)が206人であることから、段階的に入所者の削減に努めます。

- ○入所している人で地域での生活を希望する人の地域移行を円滑に推進できるよう、施 設等との調整を行うとともに、地域移行に向けた支援を行います。
- ○甲府市地域自立支援協議会の地域移行部会と連携を図り、各ケースの課題を抽出しながら、地域課題を検討し、地域移行の実現に結び付けます。



(4)相談支援

■サービスの内容

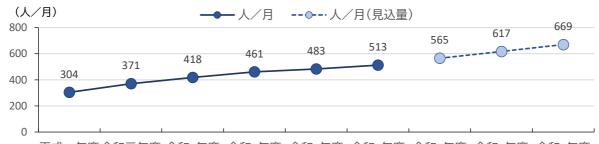
サービス名	対象	サービスの内容
計画相談支援 (指定特定相談支 援事業者)	障害福祉サービスを利用 する全ての障がいのある 人	支給決定又は支給決定の変更前に、サ ービス等利用計画を作成するととも に、一定の期間ごとにサービス等の利 用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援 (指定一般相談支 援事業者)	障がい者支援施設等に入 所している障がいのある 人又は精神科病院に入院 している精神障がい*の ある人	地域における生活に移行するための相 談や住居の確保、その他必要な便宜を 供与します。
地域定着支援 (指定一般相談支 援事業者)	施設や病院から地域生活 へ移行した障がいのある 人や一人暮らしへと移行 した障がいのある人など	安定的に地域生活を営めるよう、障がいの多様な特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。



① 計画相談支援の見込量

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	260	270	280	454	494	534	565	617	669
人/月	実績値	304	371	418	461	483	513			
	進捗率	116.9%	137.4%	149.3%	101.5%	97.8%	96.1%			



平成30年度令和元年度令和2年度令和3年度令和4年度令和5年度令和6年度令和7年度令和8年度

【現状】

- ○利用者は継続的に増加しています。
- ○障がい者のニーズや課題に応じた、適切な障がい福祉サービスの利用につなげる重要 な支援として機能しており、今後も利用ニーズは高まると思われます。
- ○きめ細かな対応が必要で、負担が大きく、対応する事業所が少ない状況です。このため、一部の相談支援専門員*に負担が集中し、人員体制に十分な余裕がありません。
- ○対応に専門的能力が求められ、相談支援専門員*の能力向上も課題です。
- ○セルフプラン作成者のサービス等利用計画作成への移行が急務です。

【 サービス見込量の考え方 】

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者が、計画相談支援を利用することを基本とします。利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数とセルフプランからの移行分10人を加味して第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。



- ○令和2(2020)年度より本市独自に相談支援事業所の相談支援専門員*の配置基準を変更し、相談支援専門員*が不足している状況に対応しています。
- ○甲府市地域自立支援協議会*において、相談支援専門員*との相互の情報共有を行って現状を把握します。
- ○相談支援専門員*への研修等を支援することで、能力の底上げを図るとともに、医療的ケア児などに対応する専門能力の獲得につなげます。
- ○計画相談で対応する範囲や対応時間等の標準化に努め、一部の相談支援専門員*に負担が集中する状況の是正を図ります。
- ○新規に障害福祉サービス事業所の開設を予定している事業者については、相談支援 事業所の開設も検討するように働きかけます。
- ○他のサービスや社会保険労務士・地域活動支援センター等との社会資源と連携し、計画相談で対応してきた内容の分散化を図ります。



② 地域移行支援、地域定着支援の見込量

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

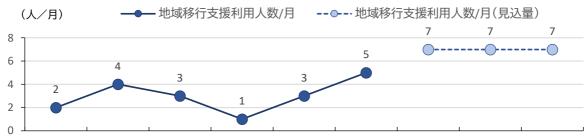
地域移行支援

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
111 1 NZ 2 1 15	計画値	2	2	2	7	7	7	7	7	7
地域移行支援 利用人数/月	実績値	2	4	3	1	3	5			
73/13/(\$X//73	進捗率	100.0%	200.0%	150.0%	14.3%	42.9%	71.4%			

地域定着支援

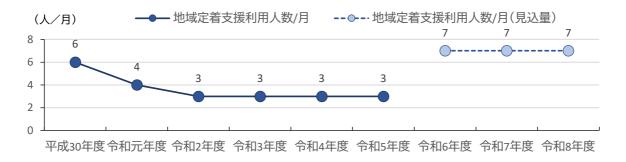
年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
101 1 10 -1 1 1	計画値	3	3	3	7	7	7	7	7	7
地域定着支援 利用人数/月	実績値	6	4	3	3	3	3			
73/13/(\$X//73	進捗率	200.0%	133.3%	100.0%	42.9%	42.9%	42.9%			

地域移行支援利用人数/月



平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

地域定着支援利用人数/月





【現状】

- ○実質的に対応可能な指定一般事業所が限られており、利用者数の増加が難しい状況 にあります。
- ○適切な地域移行支援のためには、相談員にも一定の能力が求められます。

【 サービス見込量の考え方 】

地域生活支援及び地域定着支援において、令和元(2019)年度から令和5(2023) 年度までの増減を勘案し、前回の計画値と同数としております。

- ○一般相談支援事業への参入メリットや実施方法を伝えるなどして当該サービスの事業所を 増やすよう働きかけます。
- ○地域移行に求められるノウハウの共有・研修等により、相談員の能力向上に努めます。
- ○福祉施設や病院との情報共有の強化を行います。





4 地域生活支援事業*のサービス見込量と確保策

本市で提供される、地域生活支援事業*のサービスの見込量と確保策について示します。

(1)必須事業

■必須事業の内容

サービス名		サービスの内容
理解促進研修· 啓発事業	障壁」を除去す	人等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会ます。
自発的活動支 援事業	るよう、障がし	人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができ ハのある人等、その家族、地域住民等による地域における自 支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	障害者相談 支援事業	障がいのある人や、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
相談支援事業	相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置することにより、相談支援体制の強化を図ります。
	居住サポー ト事業	障がいのある人が、保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅等への入居が困難な場合に、入居に必要な調整等に係る支援を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度*利用支援事業	ため、財産管理 に関する法律	分でない方や、将来の判断能力の低下に不安を抱く方の 里に関する法律行為や福祉サービスの契約等の身上監護 行為をサポートする成年後見制度*について、権利や財産 ため、法定後見の審判等の申立て等について支援します。
成年後見制度* 法人後見支援 事業		*における後見等の業務を適正に行うことができる法人をを整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後援します。
意思疎通支援 事業	支障がある聴を派遣し、コミまた、市役所の	能、音声機能等の障がいにより、意思の疎通を図ることに 覚障がいのある人などのために手話通訳者や要約筆記者 ミュニケーションの支援による社会参加の促進を図ります。 の障がい福祉課窓口に専任の手話通訳者を配置し、相談や 援を行います。





サービス名		サービスの内容							
日常生活用具給付等事業		、一マ装具等の日常生活用具の給付や貸与により、在宅重 家庭における生活の不便を解消し、自立の促進と家族の介 を促進します。							
手話奉仕員養 成研修事業	深め、日常生活	市民を対象に、聴覚障がいのある人の生活、関連する福祉制度の理解を深め、日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴 覚に障がいがある人の社会参加の促進を図ります。							
移動支援事業	人のうち、障害象でない方に対	屋外での移動が困難な全身性障がい・知的障がい*・精神障がい*のある 人のうち、障害福祉サービスの行動援護、同行援護、重度訪問介護の対 象でない方に対して、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等 の外出のための支援を行い、地域での自立した生活と社会参加を促進し ます。							
	基礎的事業	通所により創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会 との交流促進等を図り、障がいのある人の地域での自立 した活動を促進します。							
地域活動支援センター事業	機能強化事業	基礎的事業に加えて、事業の機能を強化するため、必要に応じて次の事業を行います。 Ⅰ型 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア*の育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 Ⅱ型 雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型 小規模作業所としての運営実績がおおむね5年以上で、一定の資格要件を満たしている事業所において、企業等への就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、自立に必要な授産の場を提供し、自立更生を促進します。							
手話通訳者·要 約筆記者養成 研修事業	身体障害者福祉の概要や、手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者、並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成するための研修を行います。								
盲ろう者向け 通訳・介助者派 遣事業	宣ろうの方の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助者を派遣します。								



① 理解促進研修・啓発事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
事業実施	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
の有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施			

【現状】

- ○対象の事業として、教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などを位置付け ています。
- ○甲府市総合防災訓練(避難所運営訓練)などにおいて、障がいのある人への理解促進 の取組を積極的に行っています。
- ○地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、「社会的障壁」を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

【確保策】

○各種研修会等の機会を活用して、地域住民に対する理解促進・意識啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
事業実施	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
の有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施			

【現状】

○業務を委託し、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート*活動・社会活動・ボランティア*活動)に対して支援を行い、共生社会の実現を目指しています。

【確保策】

○障がいのある人やその家族の自発的な取組に、多くの地域住民が参加できるよう、今 後も支援を進めます。

③ 相談支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センター設置	計画	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
の有無	実績	設置	設置	設置	設置	設置	設置			
市町村相談支援	計画	有	有	有	有	有	有	有	有	有
機能強化事業 実施の有無	実績	有	有	有	有	有	有			
居住サポート 事業実績	計画	有	有	有	有	有	有	有	有	有
の有無	実績	有	有	有	有	有	有			

【現状】

- ○平成 26(2014)年度より、相談支援の拠点として、基幹相談支援センター「りんく」を開設し、障害福祉に関するあらゆる相談に、適正かつ円滑に応じています。専門職を配置し、相談支援専門員*等に対しても専門的な指導・助言・情報提供を行い、機能強化を図るとともに、入居のための支援に取り組んでいます。
- ○また、市町村相談支援機能強化事業としては、相談支援のための専門的職員を障がい 福祉課の窓口に配置し、障がいのある人やその家族の相談に応じるとともに、指定相 談支援事業所等に対しても相談支援の強化を図っています。

- ○障がいのある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で気軽に相談支援を受けることができるよう、相談支援の充実・強化に努めます。また、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
- ○基幹相談支援センター「りんく」を中心に、関係機関・部署と連携を図るとともに、甲府 市地域自立支援協議会においても地域課題などについて協議を行い、支援の充実を 図ります。
- ○相談支援のための専門的職員を中心に、障がいのある人等が抱えている様々な生活 課題の解決に向けて、相談機能の専門性を高め、関係機関等と連携・調整を図るとと もに、総合的な相談支援体制の充実や職員の資質向上に努めます。
- ○賃貸契約による一般住宅等への入居契約手続きや夜間を含めた緊急時対応など生活 上の相談に応じ、円滑な地域移行に努めます。



④ 成年後見制度*利用支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
利用実績	計画	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用
の有無	実績	利用	利用	利用	利用	利用	利用			

【現状】

○判断能力が十分でない知的障がい*又は精神障がい*のある人が、成年後見制度*を利用することの有益性は認められており、当該制度を利用できるよう支援を行い、障がいのある人の権利擁護*を図っています。

- ○本人又は親族等が、成年後見制度*の審判の請求に係る申立てをすることができない場合に、市長による申立てを行います。
- ○成年後見制度*の利用に要する費用負担が難しい障がいのある人等について、審判の 請求に係る申立て費用や成年後見人等の報酬費用の一部を助成するなどの支援を行 います。



⑤ 成年後見制度*法人後見支援事業の見込量 ≪実績と見込み≫

年度	年度		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
事業実施	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
の有無	実績	無	無	無	実施	実施	実施			

【現状】

○障がいのある人にとって、権利擁護*が図られ、安心して社会生活を営んでいくために、 成年後見制度*は重要な役割を果たしています。特に障がいのある人については、長 期にわたって継続的な支援が必要となることから法人後見の利用ニーズは、今後も増 えていくものと考えられますが、適正に後見業務を行うことができる体制整備を進め ていきます。

【確保策】

○各関係機関等と連携しながら、法人後見事業の拡充など支援体制づくりに取り組みます。

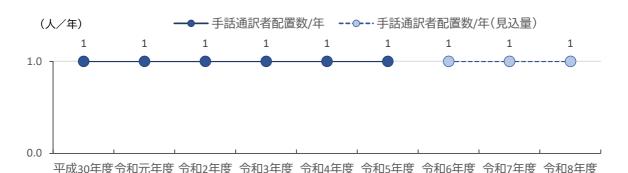


⑥ 意思疎通支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	78	78	78	74	74	74	75	75	75
利用者数/月	実績値	82	83	74	68	74	69			
	進捗率	105.1%	106.4%	94.9%	91.9%	100.0%	93.2%			
	計画値	1	1	1	1	1	1	1	1	1
手話通訳者配 置数/年	実績値	1	1	1	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			





【現状】

- ○障がい福祉課窓口に専任の手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、聴覚障がいのある人等に対する情報保障、意思疎通の円滑化等を図っています。聴覚障がい*当事者や関係団体等へ行ってきた周知活動により、実績は、ほぼ計画どおりとなっています。
- ○中核市必須事業である専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業についても、本事業の中で実施しています。

【確保策】

○今後も、情報保障を必要とする聴覚障がいのある人等への制度の周知に努めるとともに、 派遣についてはコーディネート*を含めた体制の整備に努めます。



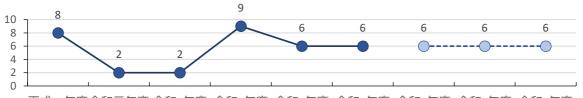
⑦ 日常生活用具給付等事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度	Ę	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護·訓練支	計画値	9	9	9	4	4	4	6	6	6
援用具件数/	実績値	8	2	2	9	6	6			
年	進捗率	88.9%	22.2%	22.2%	225.0%	150.0%	150.0%			
	計画値	24	24	24	18	18	18	19	19	19
自立生活支援	実績値	16	23	21	26	10	18	19	19	19
用具件数/年	進捗率	66.7%	95.8%	87.5%		55.6%	100.0%			
	進抄竿	00.7%	95.6%	67.5%	144.4%	55.6%	100.0%			
在宅療養等支	計画値	29	29	29	25	25	25	26	26	26
援用具件数/	実績値	29	26	17	25	23	36			
年	進捗率	100.0%	89.7%	58.6%	100.0%	92.0%	144.0%			
情報·意思疎	計画値	60	60	60	36	36	36	22	22	22
通支援用具件	実績値	76	90	54	44	29	22			
数/年	進捗率	126.7%	150.0%	90.0%	122.2%	80.6%	61.1%			
	計画値	3,720	3,860	4,000	3,890	3,987	4,084	4,804	5,008	5,212
排泄管理支援 用具件数/年	実績値	3,579	3,696	3,712	3,766	3,866	4,600			
/IJXII X/ T	進捗率	96.2%	95.8%	92.8%	96.8%	97.0%	112.6%			
住宅生活動作	計画値	7	9	11	5	5	5	4	4	4
補助用具(住	実績値	5	3	2	4	5	2			
宅改修)件数/年	進捗率	71.4%	33.3%	18.2%	80.0%	100.0%	40.0%			

介護·訓練支援用具件数/年

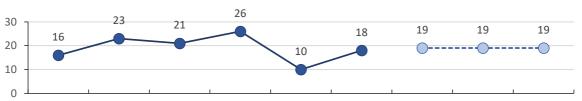
(件/年) ↑護·訓練支援用具件数/年 --○-·介護·訓練支援用具件数/年(見込量)



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

自立生活支援用具件数/年

(件/年) 自立生活支援用具件数/年 --◎--・自立生活支援用具件数/年(見込量)



平成30年度令和元年度令和2年度令和3年度令和4年度令和5年度令和6年度令和7年度令和8年度



在宅療養等支援用具件数/年



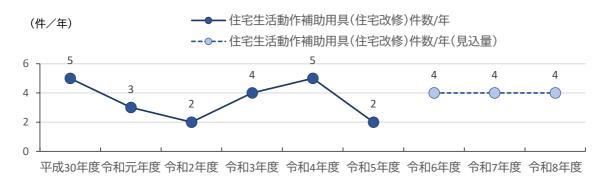
情報·意思疎通支援用具件数/年



排泄管理支援用具件数/年



住宅生活動作補助用具(住宅改修)件数/年





【現状】

- ○いずれの用具についても、各年度により給付件数にばらつきがありますが、情報・意思疎通支援用具については、令和2(2020)年9月から人工鼻が保険適用となったことを受け、保険適用分は対象外となるため、件数は減となります。
- ○排泄管理支援用具については、増加傾向が見られます。

【確保策】

○当該障がいのある人に必要な日常生活用具の給付等を行い、障がいのある人の日常 生活の円滑化と、家族の介護負担の軽減を促進します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
事業実施	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
の有無	実績	実施	実施	未実施	実施	実施	実施			

【現状】

- ○手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る 必要があります。
- ○令和2(2020)年度は、新型コロナ拡大の影響により実施できませんでした。

【確保策】

○手話奉仕員養成研修を継続して実施します。山梨県と共同で手話通訳者養成研修事業 を実施しており、手話奉仕員養成研修事業からのステップアップが図られるよう努め ていきます。



⑨ 移動支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	180	195	210	150	150	150	117	117	117
利用者数/月	実績値	141	137	112	108	103	98			
	進捗率	78.3%	70.3%	53.3%	72.0%	68.7%	65.3%			
	計画値	1,350	1,450	1,550	1,050	1,050	1,050	819	819	819
総利用時間数 /月	実績値	984	933	751	702	708	694			
	進捗率	72.9%	64.3%	48.5%	66.9%	67.4%	66.1%			



【現状】

○平成 30(2018)年度以降、利用者は減少しています。また、令和2(2020)年度は新型コロナの影響により、一段と利用数及び利用量が減少し、その後も減少しました。しかしながら、利用したいサービスのアンケート結果から、移動支援に対する潜在的ニーズが伺われます。

【確保策】

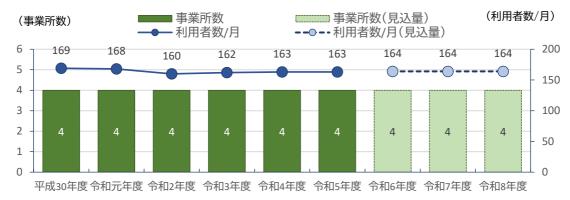
○利用者やその家族の緊急時には、柔軟な利用が可能であること等の事業内容を事業 所及び利用者に周知します。そのことにより、利用者の安心と安全な社会参加につな げます。



⑩ 地域活動支援センター事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	160	160	160	166	166	166	164	164	164
利用者数/月	実績値	169	168	160	162	163	163			
	進捗率	105.6%	105.0%	100.0%	97.6%	98.2%	98.2%			
	計画値	4	4	4	4	4	4	4	4	4
事業所数	実績値	4	4	4	4	4	4			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			



【現状】

○市内には、I 型事業所が2箇所、II 型事業所が1箇所、II 型事業所が1箇所、計4箇所の地域活動支援センターがあり、事業運営に係る補助を行うことで、障がいのある人の自立した生活、社会との交流などを支援しています。

【確保策】

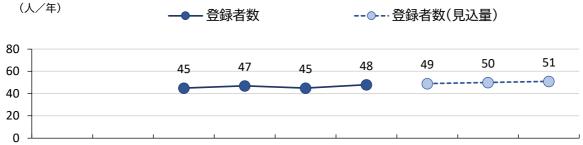
○創作的活動及び地域交流の場としての事業の内容を充実させるとともに、障がいのある人の多様なニーズに対し柔軟に対応ができるよう、事業所との連絡・調整などを行い、適切な支援に努めます。



① 手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業の見込量《実績と見込み》

年度	Ę	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者	計画値				57	61	65	49	50	51
登録者数	実績値			45	47	45	48			
要約筆記者	計画値				25	27	29	26	27	28
登録者数	実績値			21	22	23	25			

手話通訳者登録者数



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 要約筆記者登録者数



平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

○手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成するための研修を山梨県と共同で実施し、意思疎通に支障のある障がいのある人等の自立した日常、社会生活を営めるよう支援しています。

【確保策】

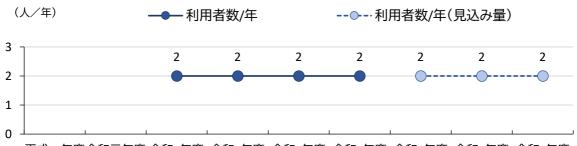
○手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を継続して実施し、手話通訳及び要約筆記に 従事できる人材の確保・育成に取り組みます。



② 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
11日本業 /ケ	計画値				2	2	2	2	2	2
利用者数/年	実績値		2	2	2	2	2			



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

○中核市移行に伴い、視覚と聴覚に重複して障がいを持つ在宅の重度盲ろうのある人向 けの通訳・介助者の派遣を事業委託による実施により、情報保障及び移動等の介助を 行い、盲ろうのある人の自立と社会参加を支援しています。

【確保策】

○事業を委託している関係団体と連携を図りながら、意思疎通の円滑化に努めます。



(2)任意事業

■任意事業の内容

サービス名	サービスの内容
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方(原則として、常時の介護や医療を必要とする状態にある方を除く。)に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、障がいのある人の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障がい福祉サービスによる家庭での 入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重 度身体障がい*のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴 サービスを実施し、重度障がいのある人等の衛生的で快適な日常 生活の確保と家族等の介護負担の軽減を図ります。
生活訓練等事業	日常生活において必要な訓練や指導及び本人の活動支援等を行うことにより、障がいのある人等の生活の質の向上と自立の促進を図ります。 ()生活訓練 視覚・聴覚・肢体障がいのある人等に、日常生活において必要な訓練や指導を行います。 ()母子グループ指導 在宅の心身障がい児(者)とその母親で構成する一定のグループを対象として、療育指導の向上を図るための支援を行います。 ()地域生活アシスタント 障がいのある人が、地域社会との関係を円滑に形成し、安心して地域生活を送れるよう、必要に応じて地域生活アシスタントを紹介することで、生活の見守りや相談等の必要な援助を行います。
日中一時支援事業	在宅の障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息による、介護負担の軽減を図ることを目的として、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。



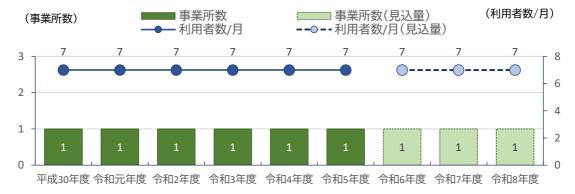
サービス名	サービスの内容
社会参加促進事業	次の事業を行うことにより、障がいのある人等の社会参加の促進と社会生活を支援します。 ○レクリエーション活動等支援 レクリエーション活動や各種スポーツ教室等に参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。 ○声の広報等の発行 視覚障がいのある人に対し必要な情報提供を行い、社会参加を促進するため、「声の広報」及び「声の議会だより」を定期的に発行します。 ○自動車運転免許取得費の助成 就労等の社会活動への参加促進を図るために、身体障がい*のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部を助成します。 ○自動車改造費の助成 重度身体障がい*のある人が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。



① 福祉ホーム事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	8	8	8	7	7	7	7	7	7
利用者数/月	実績値	7	7	7	7	7	7			
	進捗率	87.5%	87.5%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%			
	計画値	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事業所数	実績値	1	1	1	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			



【現状】

- ○住居が必要な障がいのある人等について、低額料金で、居室その他設備を利用できる 環境を用意し、日常生活に必要な便宜の供与を行います。
- ○自立した生活を希望する方を対象に、市内1箇所の事業所で行っています。

【確保策】

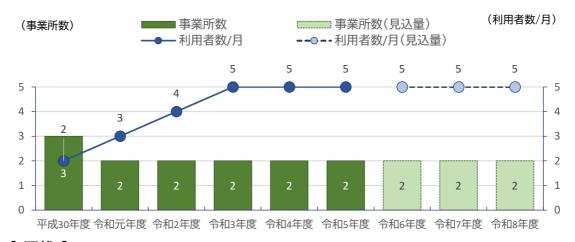
○障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、利用者への支援を 行うとともに、事業の運営に関する支援等を行います。



② 訪問入浴サービス事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	1	1	1	4	4	4	5	5	5
利用者数/月	実績値	2	3	4	5	5	5			
	進捗率	200.0%	300.0%	400.0%	125.0%	125.0%	125.0%			
	計画値	3	3	3	2	2	2	2	2	2
事業所数	実績値	3	2	2	2	2	2			
	進捗率	100.0%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%			



【現状】

- ○在宅の障がいのある人のうち、家庭での入浴が困難な方で、障がい福祉サービス及び 公的介護保険の適用を受けることができない方が利用しています。
- ○入浴に係る障害福祉サービスとの併用はできません。

【確保策】

○この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の重度身体障がい*のある人の生活を 支援するため、引き続き制度を維持します。



③ 生活訓練等事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度	Ę	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	440	440	440	393	393	393	226	226	226
利用者数/月	実績値	359	295	145	176	155	226			
	進捗率	81.6%	67.0%	33.0%	44.8%	39.4%	57.5%			
	計画値	3	3	3	3	3	3	3	3	3
事業所数	実績値	3	3	3	3	3	3			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			



【現状】

○障がい者団体等に対し、委託により自立促進を図るための支援を行っています。予定 どおりの支援、取組ができず利用者が減少しました。

【確保策】

○障がいのある人等に対する療育・訓練指導の向上に努め、引き続き自立の促進を図る ため関係団体に協力いただき、日常生活の支援に必要な各種事業の支援を行います。



④ 日中一時支援事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度	Ę	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	215	230	245	228	238	248	215	215	215
利用者数/月	実績値	204	218	180	236	218	234			
	進捗率	94.9%	94.8%	73.5%	103.5%	91.6%	94.4%			
	計画値	55	57	59	72	76	80	71	73	75
事業所数	実績値	57	66	69	69	76	69			
	進捗率	103.6%	115.8%	116.9%	95.8%	100.0%	86.3%			



【現状】

- ○令和2(2020)年度は、新型コロナの影響で利用者数は減少していますが、令和3 (2021)年度以後は利用者数が回復しています。
- ○障がい者の家族の就労支援、障がい者を日常的に介護している家族等の一時的な休息を供与し、介護負担の軽減を図っています。

【確保策】

○介護者の負担軽減という視点からも必要な事業であり、今後も推移を注視する中で、 サービスの提供に努めます。



⑤ 社会参加促進事業の見込量

≪実績と見込み≫

年度	Ę	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
	計画値	285	285	285	308	313	318	252	252	252
利用者数/月	実績値	290	303	204	234	229	252			
	進捗率	101.8%	106.3%	71.6%	76.0%	73.2%	79.2%			
	計画値	4	4	4	4	4	4	4	4	4
事業所数	実績値	4	4	4	4	4	4			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			



【現状】

○障がい者団体及び関係機関に対する委託又は障がいのある人への助成により、社会 参加促進の支援を行っています。

【確保策】

○社会参加促進事業については、障がいのある人が生きがいを持って地域で日常生活 や社会生活が営めるよう、引き続き社会参加を促進するための各種事業を行います。



5 障がいのある児童への支援のサービス見込量と確保策

本市で提供される、障がいのある児童への支援サービスの見込量と確保策について示します。障がい児の特性にあったサービスが提供されることを基本とします。

(1)児童発達支援事業

■児童発達支援事業の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知 識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発 達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。 ※令和6(2024)年4月から児童発達支援に一元化されます。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するため に外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援 を行います。

①児童発達支援の見込量

≪1 か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年	度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
7.1 CD +/.1/L	計画値	80	85	90	137	148	159	171	183	195
利用者数	実績値	100	118	134	155	161	159			
/ / J	進捗率	125.0%	138.8%	148.9%	113.1%	108.8%	100.0%			
	計画値	900	950	1,000	1,644	1,776	1,908	2,052	2,196	2,340
人日分	実績値	1,206	1,405	1,528	1,767	1,852	1,972			
	進捗率	134.0%	147.9%	152.8%	107.5%	104.3%	103.4%			





【現状】

- ○利用量は増加しており、計画値を上回る勢いとなっています。
- ○重症心身障がい児対応の児童発達支援事業所は、ここ数年で増加しており、支援体制 が整いつつあります。
- ○児童発達支援センターは、市内に2箇所設置されています。

【 サービス見込量の考え方 】

利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数を加えて第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- ○利用ニーズに応じられる体制の充実に努めます。
- ○発達障がい*に対する保護者や幼稚園・保育所などの理解促進に努め、適切な支援ができるように体制を構築していきます。



②医療型児童発達支援

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績≫

年	年度		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
7.1 ED +7.1/L	計画値	2	2	2	2	2	2
利用者数	実績値	2 2		2	1	0	0
//3	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	計画値	30	30	30	36	36	36
人日分	実績値	25	30	31	2	0	0
	進捗率	83.3%	100.0%	103.3%	5.6%	0.0%	0.0%



【実績】

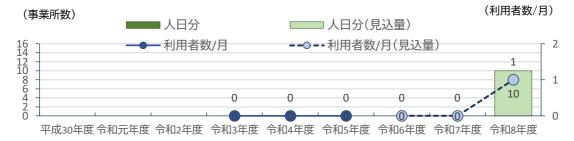
- ○令和6(2024)年4月から児童発達支援に一元化されます。
- ○令和4(2022)年度より利用者が就学し、別のサービスに移行したため、利用者はいませんでした。
- ○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である と認められた障がい児に対する支援です。
- ○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など に加え、治療を行います。



③居宅訪問型児童発達支援の見込量

≪1 か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年	度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
7.1 ED +7.1/4	計画値	0	0	1	0	0	1	0	0	1
利用者数	実績値	0	0	0	0	0	0			
//3	進捗率		ı	_	-	ı	ı			
	計画値	0	0	10	0	0	10	0	0	10
人日分	実績値	0	0	0	0	0	0			
	進捗率	_	_	_	_	_				



【現状】

○令和5(2023)年度現在でサービスを提供できる事業所がありません。

【 サービス見込量の考え方 】

利用者数(計画値)及び利用量(計画値)は、令和5(2023)年度の実績がないため、第 6期(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)と同数としています。

【確保策】

○当該サービスに対応できる事業所、訪問支援員の確保に努めます。



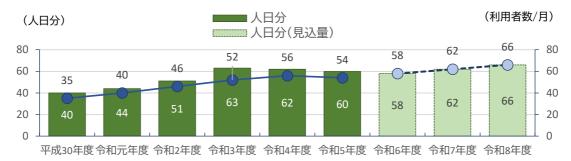
(2)保育所等訪問支援

■保育所等訪問支援の内容

事業名	事業の内容
	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、又は今後利用する
	予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応
保育所等訪問支援	のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施
	設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方
	法の指導等を行います。

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年	度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
5.1 CT ± 3//	計画値	18	19	20	46	52	58	58	62	66
利用者数	実績値	35	40	46	52	56	54			
//3	進捗率	194.4%	210.5%	230.0%	113.0%	107.7%	93.1%			
	計画値	20	21	22	46	52	58	58	62	66
人日分	実績値	40	44	51	63	62	60			
	進捗率	200.0%	209.5%	231.8%	137.0%	119.2%	103.4%			



【現状】

○利用者数、人日分ともに計画値とほぼ同数となっています。今後も推移を注視する中で、適切なサービスの提供に努めます。

【 サービス見込量の考え方 】

利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数を加えて第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

利用量(計画値)については、1人当たりの平均利用日数(平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

【確保策】

○保育所等訪問支援を提供する事業所との連携を行います。



(3)放課後等デイサービス

■放課後等デイサービスの内容

事業名	事業の内容						
放課後等デイサービ	就学期の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等						
ス	の長期休暇中において、社会との交流の促進や生活能力向上の						
	ための訓練等を継続的に実施します。						

≪1か月当たりの利用者数・利用量の実績及び見込み≫

年	度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
<.1 +vv	計画値	230	250	270	376	417	458	579	631	683
利用者数	実績値	265	315	348	406	476	527			
//3	進捗率	115.2%	126.0%	128.9%	108.0%	114.1%	115.1%			
	計画値	2,850	3,100	3,350	4,888	5,421	5,954	8,106	8,834	9,562
人日分	実績値	3,390	4,190	4,768	5,644	6,331	7,484			
	進捗率	118.9%	135.2%	142.3%	115.5%	116.8%	125.7%			



【現状】

- ○利用量は著しく増加しており、計画値を上回る勢いとなっています。
- ○重症心身障がいや医療的ケア児など、様々な障がいへの対応ニーズが求められています。

【 サービス見込量の考え方 】

利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数を加えて第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

利用量(計画値)については、1 人当たりの平均利用日数(平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで)×利用者数(計画値)で、各年度を算出しました。(ただし、令和5(2023)年度の実績については3月から7月までの実績値。)

- 〇利用者が増加する中で、放課後や夏休み等の長期休暇中においても、安全・安心に過ご すことができる環境を整備し、障がいのある児童の放課後などの居場所を提供します。
- ○重症心身障がいや医療的ケア児などに対応できる事業所の確保に努めます。



(4)障害児相談支援

■障害児相談支援の内容

事業名	事業の内容
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給の変更決定時に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

≪1か月当たりの利用者数の実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
利用者数 /月	計画値	90	100	110	135	149	163	216	245	274
	実績値	92	101	120	137	153	187			
	進捗率	102.2%	101.0%	109.1%	101.5%	102.7%	114.7%			



平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

【現状】

- ○児童発達支援・放課後等デイサービス利用者の急増により、障害児相談支援も増加しています。
- ○セルフプラン作成者の障害児支援利用計画作成への移行が急務です。

【 サービス見込量の考え方 】

障害児通所支援サービスを利用する全ての障がい児が、児童相談支援を利用することを基本とします。利用者数(計画値)については、令和5(2023)年度の実績(3月から7月までの実績値)に、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの増加平均人数とセルフプランからの移行分 10 人も加味して第7期(令和6(2024)年度から令和8(2026)年度)の計画値を算出しました。

- ○令和2(2020)年度より本市独自に相談支援事業所の相談支援専門員*の配置基準を変更し、相談支援専門員*が不足している状況に対応しています。
- ○新規に障害児通所支援事業所の開設を考えている事業者については、障害児相談支援事業所の開設も検討するように働きかけます。



(5)医療的ケア児等支援のための関係機関との連携

■医療的ケア児等に対するコーディネーターの内容

事業名	事業の内容						
	人工呼吸器を装着している障がい児など、日常生活を営むため						
医療的ケア児等支援	に医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児が地						
のための関係機関と	域で安心して生活を送れるよう、医療的ケア児等に対する支援						
の連携	が適切に行える保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しま						
	す。						

≪実績及び見込み≫

年度		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
配置人数	計画値	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	1	1			

【現状】

- ○医療的ケア児等とその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携して支援 しています。
- ○医療的ケア児等とその家族を地域で支えられるようにするため、保健・医療・福祉・教育等の医療的ケア児等に対する支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る「協議の場」を設けています。

【 サービス見込量の考え方 】

第6期(令和3(2021)年度~令和5(2023)年度)の計画値と同じにしています。

【確保策】

○コーディネーターについては、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ児童の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められており、引き続き関係機関と連携した対応を行います。



6 その他の活動指標

(1)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

			令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	取組方法
1年間	引の開催	回数	4	4	4	
保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の 参画の人数		19	19	19		
	保健		0	0	0	 精神障がい*のある人が地域の一員
	压体	精神科	1	1	1	として、安心して自分らしい暮らしが できるよう、医療、福祉、住まい、社 会参加(就労)、地域の助け合い、教
	医療	精神科以外の療養機関	0	0	0	
内	福祉	福祉		10	10	育が包括的に確保された体制について計画的に推進していきます。甲府市地域自立支援協議会の専門部会を協議の場に位置付け、事業の運
内訳	介護		0	0	0	
	当事者		3	3	3	
	家族		1	1	1	用状況を評価・検証を行うこととし、 同協議会の開催回数を活動指標とし
	その他(具体的に記載)		4	4	4	ています。
協議の場における目標の設定状況(項目数)		1	1	1		
協議の	り場にお	ける評価の実施状況(回数)	1	1	1	

(2)精神障がい*者等における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

	令和 6	令和 7	令和 8	
	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法
	年度	年度	年度	
地域移行支援利用人数/月	6	6	6	- 長期に入院する精神障がい*のある人等の地域
地域定着支援利用人数/月	6	6	6	技期に入院する精神障がい、のめる人等の地域 移行を進めていくため、地域移行後の生活の場 や、地域生活を支えるためのサービス提供体制
共同生活援助利用人数/月	96	96	96	の確保などに取り組みます。 生活の場であるグループホームを確保し、地域
自立生活援助利用人数/月	7	9	11	相談支援等の既存サービスや自立生活援助の活 用により、関係機関・関係者による連携や、サー ビスを複合的に提供できる体制の構築に努めま
自立訓練(生活訓練)人数/月	44	44	44	す。



(3)地域生活支援拠点等に関する活動指標

	令和 6	令和 7	令和 8	
	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法
	年度	年度	年度	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	2	2	2	事業運営に必要な人員について適正な人数と配置することに努めます。
地域生活支援拠点等の機能の 充実に向けた検証及び検討の 年間の実施回数	4	4	4	地域生活支援拠点事業の本格実施後の運用状況について、甲府市地域自立支援協議会に報告するとともに、緊急時対応や緊急時の受け皿となる短期入所、宿泊的体験枠の確保策、登録対象者などについて、評価・検証を行い、拠点機能の更なる充実に努めます。 事業の評価・検証についても、同協議会において、随時、事業の運用状況を報告した上で、継続的に評価・検証を行うこととしており、同協議会の開催回数を活動指標としています。

(4)相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

		令和 6	令和 7	令和 8	
	年度	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法
		年度	年度	年度	
総合的・専門 的な相談支 援の実施	障害の種別や各種ニーズ に対応できる総合的・専 門的な相談支援の実施の 有無	実施	実施	実施	基幹相談支援センター「りんく」に て、総合的・専門的な相談業務を実 施します。
	地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門 的な指導・助言件数	48	48	48	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。
基幹相談支 援センター による地域 の相談支援	地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	15	15	15	・相談支援事業所や相談支援専門員*に助言を行う等の支援者支援 ・相談支援業務やサービス等利用計画について検討や検証を行う協議の場の実施・地域の相談支援事業所を対象として実施する研修会の実施
体制の強化	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数	78	78	78	・地域の相談支援機関との連絡調整や連携促進のための会議等の開
	個別事例に支援内容の検証の実施回数	4	4	4	催 ・地域の相談機関との連携強化の ために行う甲府市地域自立支援協
	主任相談支援専門員*の 配置数	1	1	1	議会やその部会、運営会議等の開催・地域の相談機関との連携強化のために行うその他の取組の実施





		令和 6	令和 7	令和 8	
	年度	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法
		年度	年度	年度	
協議会における個別事	相談支援事業所の参画に よる事例検討実施回数 (頻度)	1	1	1	協議会において、個別事例の検討 を通じた地域サービス基盤の開発・ 改善等を行うとともに、これからの
例の検討を 通じた地域	協議会の参加事業者・機 関数	20	20	20	
のサービス 基盤の開発・ 改善	協議会の専門部会の設置数	6	6	6	取組を行うために必要な協議会体
	協議会の専門部会の実施 回数(頻度)	11	11	11	1 IPJC PEUNOON 9 0

(5)障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

			令和 6	令和 7	令和 8	
	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法		
		,	, , , , , ,	4人の正ノノム		
	T		年度	年度	年度	
障害福祉サー ビス等に係る 各種研修の 活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ の市町村職員の参加人数		9	9	9	障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、都道府県等が実施する研修に積極的に参加します。初任者向け研修、権利擁護*・虐待防止に関する研修等への参加や事業者向けの研修の聴講等も行います。
		実施の 有無	実施	実施	実施	請求の過誤を無くすことは市町村の 事務負担軽減につながるため、システムの審査結果について分析してその 結果を事業所等と共有する機会をつ
障害者自立 支援審査支 払等システム による審査結 果の共有	障害者自立支援 審査支払等を テムでの析し、 果を分析し、 の結果を活用して 事治体 自治体 する	実施 回数	5	5	5	くります。事業所にとっても請求に当たっての注意すべき点を把握する機会となり、修正等の事務負担が減ることにつながるものと考えられます。本市及び事業所の事務負担軽減により、障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能となり、質の向上につなげます。年間5事業所と共有する機会をつくることを想定しています。令和6(2024)年度中に体制整備に努めます。
	都道の場合 を を を を を を を を を を を を を	実施の 有無	実施	実施	実施	適切なサービス提供に重点を置いた実 地指導を行うことにより事業者の気づ きを促すことや、不正受給等による指 定取消事案等を無くすことは、障害福
指導監査結 果の関係市 町村との共有		実施回 数	1	1	1	祉サービスの質の向上に直接影響する ため、指導監査結果について関係自治 体と共有する機会をつくります。1年間 の監査指導結果について、年度末に共 有する機会を設けることを想定してい ます。令和6(2024)年度中に実施で きるように体制整備に努めます。



(6)発達障がい*者支援の一層の充実に関する活動指標

	令和 6	令和 7	令和 8	
年度	(2024)	(2025)	(2026)	取組方法
	年度	年度	年度	
ペアレントトレーニング*等の 支援プログラムの受講者数	20	20	20	発達障がい*者及び発達障がい*児の早期発見・早期支援には、発達障がい*者等及びその家族への支援が重要です。保護者が子どもの発達障がい*の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング*などの発達障がい*者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。







1 策定経過

年月日	内容
R5.4.26	甲府市社会福祉審議会 全体会(第1回)「委員の委嘱、諮問、審議会の概要、審議 会運営要領、各専門分科会の臨時委員等の指名、年間スケジュール」
R5.5.29	甲府市地域自立支援協議会 各部会に対し、「次期計画に関するアンケート項目の内容」について検討依頼(~R5.6.9)
R 5 . 6 . 1 6	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会(第1回)「甲府市障がい者福祉計画の策定について」、「甲府市障がい者福祉計画のアンケート調査票について」
R 5 . 6 . 2 7	甲府市社会福祉審議会 全体会(第2回)「第4次健やかいきいき甲府プランに定める事業の進行管理及び評価について」、「第5次健やかいきいき甲府プラン計画策定について」
R5.7.10	甲府市障がい者福祉計画に関するアンケート調査を実施(~R5.7.28)
R5.7.21	甲府市地域自立支援協議会 全体会「甲府市障がい者福祉計画について」
R 5 . 8 . 1 4	甲府市地域自立支援協議会 各部会及び障がい者団体連絡協議会 各部会に対し、 ヒアリング実施(~R5.9.1)
R 5.9.29	甲府市地域自立支援協議会 定例会「甲府市障がい者福祉計画に策定について」、「アンケート調査及びヒアリング調査結果報告」、「障がい者福祉計画の事業評価」、「サービス見込量について」
R5.10.17	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会(第2回)「アンケート調査等の結果報告について」、「策定ビジョン・計画目標設定の考え方について」、「サービス見込量について」
R 5 . 11 . 7	甲府市社会福祉審議会 全体会(第3回)「策定背景と次期計画の基本理念(案)について」、「第5次健やかいきいき甲府プランにおける各計画の概要」
R5.11.24	甲府市地域自立支援協議会 全体会・定例会合同会「策定ビジョン・計画目標設定 の考え方について」、「甲府市障がい者福祉計画 施策・事業 新旧対照表」
R5.11. 28	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会(第3回)「次期計画の 施策や事業体系について」



年月日	内容
R5.12.27	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会(第4回)「次期計画の 素案等について」
R 6 . 1 . 1 5	パブリックコメント*の実施(~R6.2.14)
R 6 . 2 . 5	甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 書面審議(~R6.2.14)「次期甲 府市障がい者福祉計画素案について」
R 6.2.21	甲府市社会福祉審議会 全体会(第4回)「各計画概要について」、「第5次健やかいきいき甲府プラン」(素案)に対する意見の概要と市の考え方について」
	甲府市社会福祉審議会への諮問事項に対する答申



2 甲府市社会福祉審議会条例

平成30年12月26日 条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき設置する甲府市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(令5条例15·改)

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する児童福祉及び 精神障害者福祉に関する事項を含む。)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項 (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため置かれる臨時委員の任期は、当該事項の調査審議が終了するまでとする。

(副委員長)

- 第5条 審議会に、副委員長1人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。 (専門分科会)
- 第7条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項
 - (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
 - (5) 健康・保健専門分科会 市民の健康の保持及び増進に関する事項
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 8 審議会は、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。 (審査部会)
- 第8条 政令第3条第1項に規定する審査部会のほか、専門分科会に、その決議に基づき、審査部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。



(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(甲府市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 甲府市子ども・子育て会議条例(平成25年6月条例第17号)は、廃止する。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

3 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則(令和5年6月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。



3 甲府市社会福祉審議会運営要綱

平成31年4月1日 福第13号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市社会福祉審議会条例(平成30年甲府市条例第32号。以下「条例」という。) 第11条の規定により、審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)の運営に関し必 要な事項を定めるものとする。

(障害者審査部会)

第2 条例第8条中、政令第3条第1項に規定する障害者審査部会において、政令で定められている事項の他、身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査、また育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査について調査審議する。

(審査部会の委員)

第3 条例第8条による審査部会(障害者審査部会は除く)に属すべき委員及び臨時委員は、各専門分 科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

(審査部会の会長)

- 第4条例第8条による審査部会に会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は当該審査部会の事務を掌理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。 (審議会等の会議)
- 第5 条例第6条の規定は、審査部会の会議について準用する。
- 2 審議会等の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の 審議内容は非公開とし、他の会議においても審議事項により必要と認める場合は、非公開とするこ とができる。
- 3 審議会等を開催したときは、会議録を調整し、ホームページ等への掲載により審議内容を公表する。
- 4 審議会等の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(決議)

第6 審議会は、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。



2 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(専門分科会等の庶務)

- 第7 各専門分科会及び審査部会の庶務は次のとおりとし、処理する。
 - (1) 民生委員審查専門分科会、地域福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課
 - (2) 障害者福祉専門分科会、障害者審査部会 福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課
 - (3) 児童福祉専門分科会 子ども未来部子ども未来総室総務課
 - (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉保健部福祉保健総室総務課、福祉保健部保険経営室介護保険課
 - (5) 健康·保健専門分科会 福祉保健部健康支援室健康政策課 (雑則)
- 第8 この要綱に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



4 甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市社会福祉審議会条例(平成30年甲府市条例第32号)第7条の規定に基づき設置する、甲府市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会(以下「専門分科会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査部会)

- 第2 政令第3条第1項に規定する審査部会のほか、条例第8条に基づき設置する審査部会は次のとおりと する。
- (1)計画部会

(所掌事項)

- 第3 専門分科会は、障害児(者)の福祉に関する事項のうち次に掲げる事項を所掌する。
- (1)障がい福祉に関すること。
- 第4 審査部会(政令第3条第1項)は、政令及び甲府市社会福祉審議会運営要綱(平成31年福第13号。 以下「運営要綱」という。)に基づき次に掲げる事項を所掌する。
- (1)身体障害者手帳交付申請者の障害程度の審査に関すること。
- (2)身体障害者の診断書作成に伴う医師指定の審査に関すること。
- (3)育成医療及び更生医療に係る医療機関指定の審査に関すること。
- 第5 計画部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)障がい者福祉計画に関すること。

(組織)

第6 専門分科会は、20人以内で組織する。

(臨時委員)

第7 任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8 専門分科会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 専門分科会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 専門分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は委員とみなす。



第9 審査部会(政令第3条第1項)の会議は、運営要綱第6に基づき、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。



5 甲府市地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月1日 福第6号

(設置)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第8 9条の3に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う、甲府市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1)相談支援事業の運営に関すること。
- (2)困難事例等への対応に関すること。
- (3)地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (4)その他障害者等の自立支援に関すること。

(組織)

- 第3 協議会は、全体会と定例会で組織する。
- 2 全体会は、35人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1)特定又は一般相談支援事業者
- (2)指定障害福祉サービス事業者等
- (3)医療、保健関係者
- (4)教育関係者
- (5)就労支援関係者
- (6)権利擁護関係者
- (7)当事者(障害者団体)
- (8)障害児関係者
- (9)地域包括支援センター
- (10)学識経験者
- (11)行政関係機関の職員
- (12)その他市長が必要と認める者
- 3 定例会は、30人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから全体会の会長が指名する。
- (1)特定又は一般相談支援事業者
- (2)指定障害福祉サービス事業者等
- (3)医療、保健関係者



- (4)教育関係者
- (5)就労支援関係者
- (6)権利擁護関係者
- (7)障害児関係者
- (8)地域包括支援センター
- (9)行政関係機関の職員
- (10)その他全体会の会長が必要と認める者
- 4 定例会は、必要があると認めるときは、専門部会及び課題整理機関を置くことができる。
- 5 専門部会及び課題整理機関の委員の数は任意とし、定例会の委員及び専門分野の関係者の中から、 定例会の会長が指名する。
- 6 課題整理機関は、必要があると認めるときは、連絡会を置くことができる。
- 7 連絡会の会員及びその数は任意とし、課題整理機関のリーダーが指名する。

(任期)

- 第4 全体会及び定例会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門部会の委員の任期は、全体会及び定例会の委員の任期に準ずる。
- 3 課題整理機関の委員の任期は、専門部会の委員の任期に準ずる。
- 4 連絡会のリーダー及び副リーダーの任期は、専門部会の委員の任期に準ずる。

(会長及び副会長等)

- 第5 全体会及び定例会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、それぞれ全体会又は定例会を代表し、会務を総理する。
- 3 全体会又は定例会の副会長は、それぞれの会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理 する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 6 専門部会の副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 課題整理機関及び連絡会にリーダー及び副リーダーを置き、委員等の互選により定める。
- 8 リーダーは、課題整理機関及び連絡会を代表し、会務を総理する。
- 9 課題整理機関及び連絡会の副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

- 第6 全体会及び定例会は、それぞれの会長が招集し、議長となる。
- 2 全体会は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、随時開催できるものと する。
- 3 全体会及び定例会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 定例会は、原則として2ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、随時開催できる ものとする。
- 5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 課題整理機関及び連絡会は、必要に応じリーダーが招集する。
- 7 会議は、必要に応じ委員等以外の者を出席させ、その意見等を聴くことができる。
- 8 全体会及び定例会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役割)

- 第7 全体会は、定例会から協議の結果等について報告を受け、検証又は確認を行い、情報を共有するとともに甲府市相談支援事業の実施状況の検証等を行うものとする。
- 2 定例会は、所掌事項について協議を行い、その結果等を全体会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、個別分野についての情報の収集、調査、研究等を行い、その結果を定例会に報告する ものとする。
- 4 課題整理機関は、連絡会で抽出された課題を整理し、既存の取組の改善や新たな取組につなげられるよう整理された内容を定例会へ提案するものとする。
- 5 連絡会は、地域に内在する課題を抽出し、課題整理機関へ報告するものとする。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課において処理する。ただし、その全部 又は一部を、指定特定又は指定一般相談支援事業者に委託することができるものとする。

(守秘義務)

第9 協議会の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。



(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成19年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



6 甲府市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画部会 委員名簿

	氏名	ふりがな	団体等の名称(役職)	備考
1	大塚 ゆかり	おおつか ゆかり	甲府市地域自立支援協議会全体会 (会長)	部会長
2	畠山 和男	はたけやま かずお	山梨県立あけぼの医療福祉センター (所長)	
3	千野 由貴子	ちの ゆきこ	甲府市地域自立支援協議会定例会 (会長)	
4	越水 眞澄	こしみず ますみ	甲府市障害者団体連絡協議会(会長)	
5	岡村 昌典	おかむら まさのり	甲府市障害者団体連絡協議会(副会長)	
6	雨宮 秀樹	あめみや ひでき	甲府市公立小中学校長会(副会長)	
7	神吉 まゆみ	かんき まゆみ	医療法人山角会山角病院コメディカ ル部コメディカル部長	



7 用語解説

ここでは、本文中、*印の付いた言葉について解説しています。

【あ行】

\cdot ICT

Information and Communication Technology の略。情報(Information) や通信 (Communication)に関する技術の総称のこと。

NPO

民間非営利団体(Non-Profit Organization)の略。営利を目的とせずに地域などにおいて様々な社会的・公益的な活動を行っている団体。また民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人をNPO法人という。

·SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。平成 27 (2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられており、17 のゴールから構成されている。

【か行】

・協働

住民、事業者、行政、NPO など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

·強度行動障害

直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、 自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態のこと。また、家庭で通 常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態の こと。



・ケアマネジメント

介護の必要な高齢者や障がいのある人に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

·権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知症などで、判断能力が十分でない人が、自己の権利や ニーズを自分自身で主張することが困難な場合に、本人の権利を守る援助者(後見人な ど)が、擁護、代弁、弁護しながら本人の権利の主張や自己決定をサポートすること。

・高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

·合理的配慮

障がいを有する人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいを有する人の権利利益を 侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施する必要かつ合理的な配慮のこと。

・コーディネート

各部を調整し、全体をまとめること。調整する人をコーディネーターと言う。

【さ行】

·自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的として結成する組織。

·障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45(1970)年に 心身障害者対策基本法として制定され、平成5年に障害者基本法として全面的に改正さ れた。また、平成 16(2004)年、平成 23(2011)年に一部改正が行われている。





·障害者週間

障がい者問題について国民の理解と認識を更に深めるとともに、障がい者福祉の増進を図るため、毎年 12 月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められている。

情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療のように障がいの種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したもの。

・身体障がい

先天的あるいは後天的な理由(疾病や事故など)で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいなどがある。

·人権週間

昭和 23(1948)年 12 月 10 日の国際連合第 3 回総会において採択された世界人権宣言を記念して、昭和 24(1949)年に法務省と全国人権擁護委員連合会が 12 月 10 日を最終日とする、前 1 週間(12 月 4 日から 12 月 10 日)を人権週間と定めた。最終日の 12 月 10 日は人権デー。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

·成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等に対し、本人の意思を尊重し法律行為の同意や代行などを行う等の保護や支援を法的に行うため、平成 12(2000)年度に開始された制度。



本人の判断能力が低下した後に、その能力に応じ、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる法定後見制度と、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選び契約しておく任意後見制度がある。

·相談支援専門員

障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。

・ソーシャル・インクルージョン

社会的包摂ともいい、社会的に弱い立場にある人々を含め市民一人ひとりを、排除や 摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込む考え。包括的ケアの基礎と なった理念。

【た行】

·地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取組む様々な事業の総称。

知的障がい

社会生活に適応していく能力(記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など)の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期(18歳以下)に現れる。知能指数(IQ)を基準に使い、軽度・重度・最重度に分けられる。

·特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19(2007)年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなっている。



【な行】

・難病

昭和47(1972)年に厚生省の定めた難病対策要綱によれば、①原因不明、治療方法 未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な 問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも 負担の大きい疾病とされている。

【は行】

・発達障がい

自閉スペクトラム症(ASD)、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

・バリアフリー

高齢者や障がいのある人の生活や諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くことの総称。段差等の物理的な障がいのほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障がいを除去することをいう。

・パブリックコメント

公的機関が、規則などを定める際に広く市民意見を募集し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指す手続き。

・ピアカウンセリング

同じ悩みや障がいを持つ仲間の相談に乗り、悩みや障がいをその人自身で克服できるように援助すること。

・ピアサポーター/ピアサポート

ピアサポートは、自らも障がいや疾病等の経験をもち、それらの経験を活かしながら、 対人援助の現場等で働き、障がいや疾病等の中にある仲間(ピア)のために支援やサービスを提供すること。この支援やサービスを提供する者を「ピアサポーター」という言葉で表す。



·避難指示

災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から 避難するべき状況において、区市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等 に対し発令されるレベル 4 の避難情報のこと。

病診連携

病診連携の「病」は病院、「診」は診療所の意味。つまり、病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、患者のためにお互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

·福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした二次的避難所。

・ペアレント・トレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする訓練プログラム。

·法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令で、労働者に占める障がいのある人の割合が一定以上になるよう、官公庁を含む事業主に対して義務づけている定率のこと。

・ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的(自由意思)、無給性(無償性)、公益性(公共性)等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。



【や行】

・ヤングケアラ―

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子どものこと。

・ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障がいの有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人が利用できるデザインのこと。Universal(普遍的な、万人(共通)の、万能の)とDesign(設計、構想、計画)という2つの英単語を複合したもので、そのアルファベットの頭文字をとってUD(ユーディー)とも言われている。

製品・建物・交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ソフト・ハード両面の幅広い分野にわたって、社会環境の整備を総合的に進める上での基本となる考え方の一つ。

·要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児など、災害時の避難行動や被災後の生活において何らかの福祉的支援が必要な人。災害対策基本法の改正を受け、平成 26(2014)年4月に、それまでの「要援護者」という名称から変更した。

また、同法では「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」を「避難行動要支援者」としている。

【ら行】

・リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障がいのある人の「全人間的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質(QOL)の向上や、社会統合を実現するためのあらゆる手段のこと。



甲府市障がい者福祉計画

(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

令和6 (2024)年度~令和8 (2026)年度

甲府市

発行 令和6(2024)年3月

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

URL http://www.city.kofu.yamanashi.jp

